

出席委員 岸本委員長、柳田副委員長
山田委員、茂内委員、吉田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 菊地環境経済部長、原田産業振興課長、吉田副主幹、中島主査
大山環境課長、尾畑主幹、赤井副主幹、中野主査、椎野主査、阿久津主任主事
富田農政課長（兼）農業委員会事務局長、渡辺副主幹、前田主査
黒木都市建設部長、勝又道路課長、栢沼副技幹、彦坂副技幹、児玉主任主事
飯田下水道課長、池田副主幹、西島副技幹、山本副技幹
畠山都市計画課長、小林副技幹、大鷲主査、石黒主査
廣田拠点づくり部長、臼井倉見拠点づくり課長、川部副主幹、廣田主任主事
飯尾田端拠点づくり課長、野地副主幹、大野主査
中村寒川駅周辺整備事務所長、藤井副主幹
石川会計管理者（兼）会計課長、三枝副主幹
芹澤選挙管理委員会事務局書記長、広田主査
磯崎監査委員事務局長、松田主事

案 件

(付託議案)

1. 議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算
2. 議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和5年3月16日
午前9時00分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。

本日予算審査3日目となります。委員の皆様、そして事務局さんのおかげさまをもちまして、3日目を迎えることになりました。本日の予算審査におきましても、しっかりと予算書の内容に沿った質疑をさせていただきまして、本日は環境経済部より始まりまして監査委員事務局までございます。多岐にわたる審査となりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

まず、環境経済部産業振興課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 皆様、おはようございます。

それでは、これより環境経済部3課の令和5年度予算についての審査をお願いいたします。

初めに、産業振興課が所管いたします予算の審査をお願いいたします。説明につきましては、原田産業振興課長より、質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、環境経済部産業振興課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、予算書の72、73ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費でございます。タブレットは2ページをご覧ください。01勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。次に、負担金補助及び交付金の負担金でございますが、障害者との交流と勤労意欲向上のため、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町と湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会との共催で行う湘南地区障害者卓球大会への負担金といたしまして3万円を計上させていただきました。本年度につきましては、感染症対策を図り時間の短縮などの事業の見直しを行い、4年ぶりに事業を実施し、40名の方にご参加いただきました。次に、補助金でございますが、補助金等説明資料、タブレットの11ページも併せてご覧ください。01メーデー補助金は、労働者の祭典メーデーの開催に対して、湘南地区メーデー実行委員会へ補助するものでございます。次に、03湘南地域労働者福祉協議会補助金は、労働者福祉の向上を図るため活動しております湘南地域労働者福祉協議会に対して補助するものでございます。

タブレット3ページ及び予算書の72から75ページをご覧ください。03勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代で、中小企業に勤務する方を対象に、同一業種に長く従事し、技能、技術、錬磨及び後進の育成等に寄与した方を表彰するもので、本年度につきましては、技能功労者、優秀技能者それぞれ3名の方の表彰をしております。次に、役務費でございますが、町内の事務所に勤務する労働者の実態把握をするための基礎資料といたしまして、3年ごとに実施しております勤労者実態調査に関わる郵送料で、町内の従業員が10名以上の全ての事業所へ調査を実施するものでございます。次に、負担金補助及び交付金でございますが、負担金は湘南就職面接会負担金で、ハローワークと藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が連携して実施する面接会への負担金で3万2,000円を計上をさせていただきました。補助金については、タブレット11ページを併せてご覧ください。

02寒川町勤労者個人住宅取得奨励金でございますが、事務所に勤務する勤労者が新たに町内に住所を取得したときに町の共通商品券5万円を交付するものでございます。

続きまして、04勤労者教育資金利子補助金でございますが、勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため教育資金融資の利子を補助するものでございます。

次に、貸付金でございますが、04勤労者福祉資金預託金で、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託するものでございます。なお、貸付限度額は300万円で、融資枠は3倍協調となっております。

次に、タブレット3ページ下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページ、勤労者福祉資金貸付金元利収入は、勤労者向けの生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託していた資金で、全て貸付金へ充当しております。

以上が5款労働費の説明となります。

続きまして、予算書は76、77ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、タブレットは4ページをご覧ください。01職員給与費につきましては、環境経済部長を含む職員10名分の人件費でございます。

次に、タブレット5ページをご覧ください。2目商工業振興費01商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。次に、委託料は、E's SAMUKAWAの商標権登録のための更新費用でございます。この特産品認定制度は、町産業の活性化とイメージアップを図ることを狙いとして町や町商工会、JAさがみなど6団体で構成しております寒川町特産品認定制度運営委員会を組織し、現在19品目の特産品と8品目の推奨品が認定されております。

次に、タブレット6ページをご覧ください。02商業振興事業費の報償費は、町商工会が事務局となって実施しております優良小売店舗表彰の町長賞1店舗分の記念品に関わる経費でございます。次に、負担金補助及び交付金でございますが、まず、負担金につきましては、湘南ビジネスコンテスト負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で開催しております域内の起業家の皆さんがビジネスプランを競うコンテストへの負担金といたしまして、2万5,000円を計上させていただきました。次に、補助金につきましては、タブレット12ページを併せてご覧ください。01商工会補助金は、町商工業の総合的振興を図るため、町商工会に対して補助を行うものでございます。この商工会補助事業のうち本年度より継続して取組をしております事業といたしまして、にぎわい交流創出ゾーンにおける新たなまちづくりに関する調査研究業務に関わる調査事業費296万4,000円に対しまして、2分の1となります148万2,000円の補助を含めて計上しております。本年度につきましては、町商工会がゾーンとして想定したエリア内において大型商業施設や宿泊施設等の開発における可能性、現状認識、今後の方向性に対する調査などを実施し、町商工会として考えるゾーンのあるべき姿を検討してまいりました。令和5年度につきましては、今後町が示すにぎわい交流創出ゾーンのビジョンとの整合性、ゾーン内に計画する施設の掘下げ、SPC会社、特別目的会社の設立の可能性など、より具体的な検討を進めていきたいとのご要望をいただいております。

なお、事業概要に記載されております254万9,250円につきましては、事業費のほかはこの事業に関わる商工会職員の人件費等の負担分を含めた総事業費を記載させていただいております。

次に、02商店街街路灯電灯料補助金につきましては、寒川駅北口商店会、倉見商店会、小谷商店会の3商店会に対しまして、街路灯電灯料の75%を補助するものでございます。

次に、03寒川町にぎわい創出支援事業補助金は、町内におけるにぎわいを創出する事業や、地域商業振興のための事業を行う団体等に対して補助を行うもので、本年度につきましては、町商工会青年部が寒川駅前で開催いたしましたどまんなか祭りや料理飲食業協会が実施いたしましたおいしいおかえし事業など4事業に対して支援を実施しております。

04商業協同組合すいせんカード事業補助金は、すいせんカードを発行し、消費者サービスを展開している商業協同組合に対して、その事業費の一部を補助するもので、現在43店舗が加盟しております。

06産業まつり交付金は、町産業の総合的な振興を図るため、毎年11月に開催しております寒川町産業まつりの実行委員会に対して交付するものでございます。本年度につきましては、開催時間の短縮や検温などの感染症対策を図り、3年ぶりに実施してまいりました。来年度につきましては、フルスペックでの開催の検討を進めていることから、感染症対策のための整理員の増員、また会場囲い対策などの費用といたしまして、令和4年度と比較いたしまして80万円の増額となる260万円を計上させていただいております。

08小規模事業者経営改善資金融資利子補助金、いわゆるマル経融資でございますが、町内産業の発展と振興、町内小規模事業者の経営の安定と支援を目的に融資利子の一部を補助するものでございます。

09中小企業退職金共済掛金補助金でございますが、中小企業事業主の負担軽減を図るとともに、制度加入の促進と従業員の退職後の生活安定を図るため、中小企業事業主に対しまして掛金の一部を補助するものでございます。

11創業者支援利子補助金は、地域の魅力を高めるため町内で創業を目指す方への新たなビジネスの創出や、創業を支援する環境を整備するために創業融資に関わる利子の一部を補助するものでございます。

12住宅リフォーム等建築工事推進助成金でございますが、地域経済活性化のため町民が町内事業者を利用し行った個人住宅のリフォーム等の建築工事に関わる費用に対しまして、寒川町共通商品券を交付することで助成をするものでございます。

次に、タブレット7ページをご覧ください。01企業支援事業費は、商工会や各支援機関と連携し商工業者に対する総合的な支援を行い、エコノミックガーデニング事業を推進することにより雇用の吸収力ある工業基盤の強化を図るための事業でございます。まず、報償費は、中小企業支援のために配置いたしました地域経済コンシェルジュの活動に対する謝礼と中小企業向けセミナー開催に伴う講師の謝礼でございます。

なお、備考欄に記載しておりますとおり、本年度より支援対象の業種の拡大に伴い、地域経済コンシェルジュに対する謝礼を増額とさせていただいております。具体的にはサービス業、飲食業を中心とした意欲ある事業者への支援体制の構築のための増員となっております。既に今年度につきましては利用者への消費活動アンケートを実施しており、来年度5年度からは事業者の町に求めるニーズなどのヒアリング調査を実施し、支援方針を定めてまいりたいと考えております。需用費の消耗品費は、地域経済コンシェルジュの名刺代でございます。次に、使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備しております市場情報データ、市場情報評価ナビM i e N aを使用するための経費でございます。次に、負担金補助及び交付金の負担金は、産業の町ネットワーク推進協議会負担金で3万円を計上させていただきました。この協議会は、東日本にある工業都市で工業振興に力を入れている都市の産業施策担当で組織する協議会で、担当者の意見交換や研究会を通して各自治体が抱える問題の解決を促し、併せて地域間企業のネットワーク化を進めることで地域経済の発展を図ることを目的としております。負担金につきましては、タブレット13ページを併せてご覧ください。02寒川エコノミックガーデニング推進協議会補助金は、企業活動の活性化及び競争力の強化を進め、町経済の活性化を図ることを目的に補助するものでございます。

03中小企業活性化事業補助金につきましては、I S Oなどの認定証等取得事業や、国内外で開催され

ます展示会への出店などの販路拡大事業、企業に勤務する従業員が職務上必要な資格取得に関わる経費などに対して補助するものでございます。

05中小企業信用保証料補助金につきましては、中小企業の経営の安定と振興を図るため、町及び神奈川県の特定の融資を受ける際に、中小企業者が神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を補助するものでございます。

続きまして、06中小企業施設整備資金特別融資利子補助金でございますが、町中小企業施設整備資金特別融資を受けた事業者に対して利子の一部を補助するものでございます。

07中小企業事業資金融資利子補給金は、中小企業者の経営の合理化促進及び振興を図るため、町内中小企業が町事業資金融資を活用した場合の融資に対しまして、利子の一部を金融機関へ利子補給するものでございます。

次に、貸付金でございますが、01中小企業融資貸付金預託金につきましては、中小企業の経営の安定化と振興を図ることを目的に、町の中小企業事業融資、中小企業施設整備資金、特別融資を行うための資金を湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行、静岡中央銀行の4金融機関に預託するものでございます。

続きまして、タブレット7ページの下表の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は34、35ページの中小企業融資資金貸付金元利収入は、中小企業の経営の安定化を図ることを目的に、町内4金融機関が行う融資の資金として預託していたもので、全て貸付金へ充てております。

次に、タブレット8ページをご覧ください。02企業等立地促進事業費は、地域産業の振興を図るため既存企業の町内での投資や新規立地をする企業に対しまして、税の軽減や雇用奨励を行うための事業でございます。負担金補助及び交付金でございますが、タブレット13ページも併せてご覧ください。02企業立地雇用奨励金は、寒川町企業等の立地促進に関する条例により、固定資産税等の奨励措置を受けた企業で、新たに町民を常時雇用する従業員として1年以上雇用した企業に対して奨励金を交付するものでございます。

続きまして、企業立地促進融資利子補助金は、企業が寒川町企業等の立地促進に関する条例により、固定資産税の不均一課税の適用と県の企業誘致促進融資等を受けた場合に、その融資に対する利子分を助成するものでございます。

次に、タブレットは9ページ、3目観光費01観光事務経費でございますが、報償費につきましては、毎年観光協会が実施しております写真コンクールの町長賞に対する記念品代でございます。旅費は、職員の出張旅費でございます。需用費の光熱水費は、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジ入口に設置しております町観光案内看板につきましては、夜間のライトアップに伴う電気使用料でございます。役務費は、寒川駅南口、北口及び寒川北インターチェンジに設置しております周辺案内看板等の建物共済加入費用でございます。

次に、タブレットは10ページ及び予算書の76ページから79ページをご覧ください。02観光振興事業費の需用費の消耗品費でございますが、町内外で実施する観光キャンペーン等で配布するノベルティを購入するための経費でございます。次に、負担金補助及び交付金でございます。まず、負担金につきましては、県内市町村と観光物産関連団体で組織いたします神奈川県観光協会負担金3万円と、県と県内市

町村で組織いたします県観光振興対策協議会の負担金7万円でございます。次に、補助金につきましては、タブレット14ページを併せてご覧ください。04町観光協会補助金でございますが、町内にある観光資源を広く町内外に紹介し、町の観光振興を図るとともに、多くの観光客に寒川町を訪れていただけるような事業を展開するため、寒川町観光協会に対しまして運営費及び事業費について補助するものでございます。05浜降祭補助金でございますが、浜降祭の実行委員会に対しての補助金30万円と同日に開催いたします、さむかわ神輿まつりを主催する、さむかわ神輿まつり実行委員会に対しましての補助金20万円を計上させていただきました。

次に、06寒川びっちょり祭り補助金でございますが、これまでこの事業につきましては、企業等からの協賛金と協議やステージ参加負担金及びバザール出店者負担金で全ての事業費を賄ってまいりました。しかし、事業の継続に当たり2点の大きな課題があり、それらの課題解決のため新たに補助金を交付するものでございます。

まず、1点目は、これまで駐車場の警備などにつきましては、ボランティアの方々お願いしておりましたが、高齢化も進んでおり、猛暑の中での活動が大変危険であると判断したことから、警備員を委託業務へ切り替えること、また、2点目につきましては、水道の利用についてでございます。以前より水道局と実行委員会とで協議を重ねてまいりました。結果といたしまして、消火栓からの取水につきましては、緊急時のやむを得ない場合の取水が認められるものであり、水の濁りなど近隣への影響の可能性もあることから、利用ができないこととなりました。こうしたことから公園内での散水栓からの取水も検討いたしました。非常に時間がかかるためタンクローリーにより水を確保していきたいと考えております。これら2点の経費につきまして、寒川町として補助金を交付してまいりたいと考えております。

以上が、産業振興課所管の令和5年度予算についての説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お聞きします。まず、5ページのE's SAMUKAWAのことなんですけど、今回商標登録の更新ということなんですけど、これに関してどういう効果があったのか、これからの展開についても聞きしたいと思います。

それから、6ページ商工振興費で、住宅リフォーム制度のことなんですけど、昨年度から上限額が3万円になったということと、それが10年ごとにとということでしたけど、これに対しての今年度の実績と、それから来年度の見込みというのがあればお聞きします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 2点のご質問をいただきました。まず、E's SAMUKAWAについてでございます。こちらにつきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、19品目の特産品と8品目の推奨品の認定をさせていただいております。こちらにつきましては、基本的に称することのメリットにつきましては、商工会が関わる物産展等優先での出店とか、新聞や地元広報へのパブリシティ、そういった部分について取組をしております。ただ、コロナ禍に入りまして、この3年間についてはなか

なかと思うような活動ができていないという状況もございます。そうしたこともありまして、商工会ともいろいろお話をした中で来年度につきましては、周知等にしっかりと努めていきたいと考えていることと、また認定されている事業所からは、今後も続けていっていただきたいというお話はいただいているところでございます。『「高座」のころ。』とE's SAMUKAWAがどういう関係性なのかというところもいろいろ話題にはなったりしているんですが、『「高座」のころ。』とはまた少し違うのかなと、当然E's SAMUKAWAは認定制度で行っていますが、『「高座」のころ。』は認定制度にはなっていないというところ、また『「高座」のころ。』については、基本的にブランドのステートメント、穏やかさであったり、優しさであったり、あたたかさ、つながりなどを示したもので、E's SAMUKAWAにつきましては、あくまでも商品としてしっかりした価値があるかとか、さらに価値を高めていくための事業として区分けをしているところでございます。

続きまして、リフォームでございますが、まだ今年度につきましては事業が実施中なので、現状でお話しさせていただきますと、2月現在で77件のご申請をいただいているところでございます。令和3年度につきましては、105件ということで少し減ってきたというような状況になっております。よくご質問いただくところでございますと、経済効果といたしましては、今77件現在の決算額、町からの支出額は225万6,000円でございますが、リフォームすることによって総事業費の合計でいいますと、9,635万1,154円ということになっております。事業者さんからいたしますと、金額は5万円から3万円に減っておりますが、その優位性については変わらないので、特にそういった部分でのご意見等はいただけないような状況でございます。なので、町としては来年度以降も継続していきたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、E's SAMUKAWAのことですけれど、19品目と8品目ということで、これらの商品というか、物に付加価値をつけて販売するということだと思っておりますけど、せっかく商標登録をしていますから、もう少し積極的な活用をやってもらいたいと思います。

それで、住宅リフォームなんですけど、若干減っているということで、3万円になってもそんなに影響はないということみたいですが、実質的にいろんなリフォーム業者はいっぱいありますけど、町外から結構営業に来るということがありますので、そういうところでなかなか町内業者の競合が厳しいところも出てくるのかなと思います。3万円になって、その差額をどう営業のツールとして生かしていくのかというところで、これから多分町外の業者との競争が激しくなってくるのかなという懸念がありますので、こちらとしては、提案としては助成額というのを増やしていくことが一番いい、町内の業者に優位性が持てるようになると思いますけど、その見解をお願いします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 E's SAMUKAWAについては、今後とも周知徹底を図ってまいりたいと考えております。2点目のリフォームにつきましては、確かに令和3年度に比べると利用件数は若干減っておりますが、これは前にもお話ししたことがあるかと思っておりますけども、令和元年度コロナが始まる前の助成件数というのは63件でございました。令和2年度に81件になり、令和3年度に105件と、恐らくコロナ禍ということで、おうちにいる時間も長くなって、その特需みたいなものが発生したことも

1つあるのかなと考えております。金額につきましては、先ほども申し上げましたとおり、優位性というものはしっかり担保しているところもございますので、あとは事業者さんの努力もあるのかなとは思っているところでございます。今現在民間の機関紙「みんとこ」さんとかの発行は行われていないようですが、そういったところでも町内リフォーム事業者については、町の認定制度の対象になりますということをお自分でアピールされている事業者さんもありますので、そういったところは民間の事業者さんにも努力していただきたいところかなと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 質問させていただきます。町内では富士スーパーのビルの中に書店が以前あったと思うんですけども、今それが撤退されて、書籍などの購入についてなんですけども、今はインターネットによる購入や町外に行って買う方が多い中、インターネットだと送料がかかってしまったり、町外に行くのも交通費がかかってしまったりとあって、町内の方から寒川の町に本屋さんがあればいいなという声もよく聞くんですけども、町では賄い切れていないと申しますか、そういう点についてご見解があればお聞きしたいなと思います。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。なかなか難しい問題なのかなと思っております。本屋さんのご質問に対しては、議会だけではなく、子ども議会等でもいろいろご意見をいただいているところで、町としましても、そういった事業者さんからご相談があれば、積極的に誘致はしていきたいと考えています。ただ、いろいろ報道等見ますと、出版業界の問題もあり、なかなか利益が上がらないとか、そういった部分もあって、撤退が進んでいるのかなと、それは寒川みたいな小さい町だけではなく、大都市でも今そういう傾向にあると聞いておりますので、今後出店したいという意向があれば、積極的には取り組んでまいります。日本全体のことを見ても、難しいのが現状かなと思っております。ただ、1つの検討材料としては、この間町にも1回ご来場いただきましたけども、移動図書販売、そういった事業に取り組んでいる事業者さんもいらっしゃると思っておりますので、そういったところについても併せて検討していくべきかなと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 分かりました。それでは、観光費のことをお聞きしたいんですが、タブレット10ページになります。観光費の予算のほとんどが観光協会の補助金となっていますが、町独自の取組というのはここで見えないので、もしありましたら、お聞きしたいんですけども。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 町独自の取組ということでございます。基本的には観光事業を進めていくに当たっては、観光協会と共に進めていく事業がほとんどになっております。例えばびっちょり祭りであったり、神輿まつりなんかに対しましても、基本的には実行委員会形式を組織して事業を実施しておりますので、当然そこには町も関わっているというような状況でございます。町独自にやっている事業と

いう部分については、広域で組織しています協議会等で県内外にアピールする事業であったり、ホームページでの周知事業であったり、そういった観光へ取組というのが中心になってきて、事業であるとか、イベント的なものについては、基本的には観光協会、または関係団体とともに進めていくというような取組を行っているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 備考欄についてお伺いいたします。負担金補助及び交付金の増は、観光協会の人件費の増ということになっていきますけども、その内容をお聞かせください。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 観光協会補助金につきましては、観光コンテンツが少ない中で、本来は自ら稼いでいただきたいという思いはございますが、なかなかそこまでいかないというのがこれまでの現状でございます。そうした中で観光協会全体の経費の大体80%から82%ぐらいを町の補助金で賄っているというような状況があります。補助金の事業の内訳で職員の人件費とパートの雇用の部分もそうですし、支援補助については、100%町で支出させていただいているという現状がございます。当然町の職員もそうですけども、人勤に応じて職員の給料が上がれば当然給与費も上がってくる、同じような形で観光協会につきましても、基本的には就業規則であったり、給与体系については、町の給与に準じているというような状況もございますので、来年度についてはその分の人件費を盛り込ませていただいたというものでございます。ただ、町の職員は公務員であって、また少し違うところもございますので、補助金に対しては、町の給与月額の10%シーリングをさせていただいた中で補助をさせていただいているという現状がございます。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 私からも2点質問させてください。1点目、商工業振興費でございます。地域経済コンシェルジュの支援対象業種の拡充に向けて、コンシェルジュに対する謝礼が増えているということなんですけど、業種拡大が必要になったということは非常にうれしいことです。前向きな予算増というか、こういったものは本当に歓迎されるべきなのかなと思いますが、これに至った経緯というか、そこまでの経緯等々をお話しいただければいいなと思うのと、もう一点、観光費なんですけど、各団体がこれからの事業を行うのが非常に難しかったであろうなというところを慮って、今までどおり行きたいところもあるでしょうし、できないところもあるでしょうから、今回の予算算定根拠となるような話合いの場であったり、町の関わり方を、そんなに事細かくじゃなくてもいいので、ご説明いただければなと思います。

以上、2点お伺いします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 まず、地域経済コンシェルジュの関係でございます。こちらにつきましては、当然事業者、または経済団体等の意見を聞きながら進めているものでございますし、議会からも提言書

という形で支援の拡充は求められているのかと思っています。どこかでお話しさせていただいたこともあるかと思いますが、コロナ禍が始まった当初と今ウィズコロナの状況の中では、少し違いがあると思っていて、コロナ禍が始まったときには、事業者さんが倒れない事業の取組ということで、給付金であったり、商品券事業を行ってまいりました。担当としては、この先ウィズコロナの時代を迎える中では、しっかりした経営能力を身につけてもらうことが最善であると考えております。そうしたときにコンシェルジュの方たちと伴走支援を行っていき、経営者がこれから先多分いろいろな困難がまだまだあるのかなと思っていますので、様々な課題に対して臨機応変に対応ができるような能力を身につけてもらう、また逆に言うと、もっといいのはピンチをチャンスに変えていただけるような経営者を育てていくということが町としては一番重要なことと考えておまして、今回EGの報償費について増額の提案をさせていただきました。ただ、先ほどもお話ししたとおり、現在のところ利用者からの消費活動のアンケートはとっております。ただ、商業者が求めるニーズについては、これから商業者にヒアリングを行い、方向性を決定していきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の観光、今後のイベント等の考え方でございます。これは非常に難しいかなと思っていて、状況によっても違ってくる部分があるのかなと思っています。ただ、例えば浜降祭であるとか、神輿まつり実行委員会なんかについては、今後はフルスペックでやっていきたいと考えておまして、そういった部分については、神社さんに浜降祭の動向の確認をしたりとか、各実行委員会と話し合いをしながら予算化をまいりました。なので、基本的には観光協会、今回産業まつりとはちょっと違いますけど、事業費が、を含めて担当としてはフルスペックで事業を例年どおり行っていきたいと考えております。ただ、例年どおりといっても、多分例年どおり以上の経費がかかる部分も、感染症対策とかを回ってやることになると思いますので、そういった部分については、また団体と相談しながら、どこまで感染症対策を回っていくか、また、そのときの社会の状況によっても違うと思いますので、それはその都度判断していければいいのかなと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。ウィズコロナ時代を生きるための経営者と伴走ということで、適切に行っていただければなと思います。これからはまだいろいろ変わってくるところもあるでしょうから、こういった準備をされていることは喜ばしいことかなと思います。寒川議会としても、関連した提言をした身といたしましては、これが予算に反映されることは非常に喜ばしいことかなと思っておりますので、経過を見守りたいと思っております。

観光費のところにご答弁いただきました。各団体もまだ本当に悩んでいる段階だと思いますので、今、課長のご答弁の中から柔軟な対応をしていただけるであろうことは見えましたので、こちらも伴走というか、寄り添いながら、そういった場を設けていただければよろしいのかなと思います。こちらは意見で結構です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 産業振興、6ページにタブレットになりますけども、にぎわい交流の動きですけども、

実際にこれからかなという感じがします。今まで本当に耐えてきていただきましたので、これからかなという気がするんですが、コロナ以前も含めて、今までのにぎわい交流の部分で考えると、ぱーんとやって、さーっと冷めて、またぱーんとやって、冷めて、この連続で来たような気がするんですね。連続性がどうもないという、ですから、プレミアムを含めて行政からの支援がどうして多くなってきちゃうんだけど、行政が支援を出した後に地元で何かそれに絡めてか、どういう形かにしても、連続性を持つような形にいつてもらえると、打った手が効果として現れてくる。それがどーんといって沈んじゃう、本当に花火みたいに、その連続だったような気がして、寒川のにぎわい交流が繋がっていかないのかなという感じがしてしょうがないんですね。

ですから、何とか日常的のにぎわいが、だから駅前にしても、人に歩いてほしいという感じなんだよね。ある意味を考えると、駅前より中央公園のほうが人出が多かったりするんだよね。だからその辺の手だてを考えていかなければいけないのかなと、そのために努力していないとは言いません。いろんな意味で模索していることは間違いないと思っていますので、もちろん前に比べると商業協同組合にしても、それから飲食業にしても、若い方たちに代わってきていますから、ですからそれと例えば農業の花の部分と、いろんなところとのマッチングを考えながらやっていく、商工会の青年部が中心になるのか知りませんが、いろんなところとコラボしていくという形をとっていくということが、大事なのかなという気がするし、どこかで若い人たちに発想を変えてやっていってもらいたいなというのがあるんですね。そこはしっかりやってもらいたいなと思います。

行政の考え方としては、田端がこれから進んでいく中で、駅が基点になってということで送り迎えがあったり、バスでの送り迎えがあったりということで、駅が基点になっていくという気がするんですが、前から北口公園ができた後ずっと言い続けているんですが、富士スーパーとの間の道路に何かちょい呑みの、行政がやるという時代じゃないと思いますので、民間にお願いしていくような形で、ああいうところを1つの基点にしてにぎわいを連続させる、これも1つの発想かなという気もしますので、どうやって民間を活用していくかということも含めて、一番の問題は多分保健所になってくるとは思いますけども、その辺のこともよくよく考えながら、連続性のあるにぎわい創出交流ができるということを感じます。ですから、農業、商業、それから観光、こういうものが全て一体となっていく形をとらないと、駅前だけをとっても、またにぎわいの交流ということ考えたときに、そういったものをやらないと、今あそこに住んでいる人たちだけでやるのでは、やって、終わって、またやって、終わってということになっていってしまうので、その辺は柔軟な考え方を持ちながらと思うんですが、今年度どういう展開をしていくかということも含めて見解をいただきたいなと思います。

それから今、吉田委員が言われたコンシェルジュの関係については、支援の業種が増えてきたということももちろんあるし、併せて今までの業績というのが業種の拡大につながってきていると思うんですよ。今までの功績がなかったら業種の拡大というのは、僕はないと思っていますから、ただ、業種の拡大が、今までの功績がどういう形になっているかというのがまだ見えない。これも1つの見える化になるのかもしれないけども、どうなったの、こういう形になりましたよというものが、もう少し僕らにも情報を提供してもらいたいな、そして、だから今こうやって業種が拡大しているんだと、これから先のコロナの収束の後のことを踏まえても、今まで我慢していたものを何としてもここでもっていろんな形

での支援をいただいて、もう一つ力をつけたいんだという形になってくるというのが、今回の動きだろうという気がするんですけども、その前のものとの連続性をどういう形で、またその連続性が今度は飛躍につながっていくわけですから、その辺のことについて、どういう形で持っていこうとしているのか、行政として。そこをお聞かせ願いたいなと思います。

併せて、寒川には大変な企業さんがありますし、いろんな産業の関係で起業されている方がいますから、例えばふるさと納税の返礼品についても、もっともっと企業さんをお願いしていくとか、昔の日本工業さんといったら、大変な貴金属の販売を、参集殿を借りてさんざんやっていたから、それが今あるかどうか分かりませんが、ですから、企業さんの持っているノウハウで、さらに返礼品になるようなものが町に来ることによって町の財政が潤うという方向で行けば、さらに一体化、オール寒川になってくるような感じがするので、その辺についても企業さんとの、担当課として、いろんな意味でのアプローチやら、聞き取りやら、情報を共有するような部分を含めて、動いてみてはいかがかなという気がするんですが、その辺についての見解をいただけますか。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。お話がとても大きくて、どこまでお答えできるか難しいところもございますけども、まず1点目にいただいたにぎわいについては、途切れ途切れというお話をいただきました。確かに過去はそういうところも多くあったかなとは感じていて、行政としてもしっかり努力していかなければいけないところなのかなとは思っています。ただ、私が産業振興課に来て今年で4年目になりますけども、今、委員さんお話しのとおり、各団体等の役員の方も大分若返りが進んでいる中で、意識も大分変わってきているところはあるのかなとは思っています。特に先ほどお話も出ました料飲の組合さんというのは、自分からの発想でおいしいおかえしを始めて、ここでもまたおいしいおかえしの第2弾という形で実施されています。これを一過性で途切れることなく継続的につなげていきたいということを役員の方たちが思っていて、将来的にはおいしいおかえし、料理、サービスを提供するだけではなくて、町の特産品を使った地産地消も含めた形での取組ができないかなというお話もいただいています。また、いろいろ団体さん等も出てきておまして、ご存じでしょうか。表参道マルシェも今実行委員会ができていく状況で、今年度既に2回実施されていて、また4月1日に観光協会がライトアップをやるんですけども、その前段で昼間、また表参道マルシェが中央公園で出店するような動きも出てきました。そういったやる気のある方々、事業者も結構増えてきているところがありますので、駅前周辺についても、うまく活用できるような連携をとって支援はしていきたいと考えております。

議会からも公園については、提言書を頂いているところで、もっとにぎわいをということも、たしかお話の中ではあったと思います。富士スーパーの裏の道を使ってということになってくると、道路交通法とか警察との協議も当然必要になってきますが、トップからもそういった部分について可能性を一方的に排除するものではなく、積極的に検討するようということも言われておりますので、産業振興課としても、公園部分も含めて町全体がにぎわうような形で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目のコンシェルジュについてでございます。こちらについては、過去、EGを立ち上げたときには、毎年活動状況というのを協議会の中でご報告させていただいておりました。協議会と

いう形で正式な形になったというところで、その後からは報告はしていないところでございます。ただ、年間このような活動をしていますというまとめは、町でいつも作っておりますので、そういった部分について議会の皆様に見ていただいて、情報提供していくことは必要だと考えておりますので、そういった部分についてぜひ提供させていただきたいなと思っています。

コロナ禍の中で、今継続支援しているところについての深掘りというのはできているんです。なので、会社の訪問件数とかは、オンラインということもあり、かえって企業さんとのやり取りがしやすくなったということもあって、訪問回数は増えています。ただ、実際に新規開拓というのが、場当たりで、いきなり突撃訪問というのができない状況もあって、今その部分が懸念の材料になっておりますので、今回今年度ようやくここで収束してきたところもありますので、年明け早々から今回商業でサービス業と飲食業を中心に拡充していくという方針も立てておりますので、そういった部分について積極的に訪問し、皆様のニーズをとっていききたいなと思っています。ただ、製造業と違って、業種を増やすということになると、課題もあるのかなと思っています、コンシェルジュさんと訪問するに当たっても、製造業は基本的には平日の昼間は大体事業は行われていると思うんですけども、商業者は、割と平日がお休みだったり、夜じゃないとこないよとか、そういったところもあるので、そういった部分についてどういう対応をとっていくかというところが今検討課題なのかなと思っています。

ふるさと納税のお話も出ました。この部分については、製造業さんはB to Bのところが多いので、商品として作っていないものがあって、なかなか商品につながらないのかなと思っています。ただ、B to C向けの、ふるさと納税商品向けの開発等々も積極的にやっていただけないかという願いは当然できると思いますので、その辺をしてみたいと考えておりますし、上からは、売れるためのふるさと納税じゃなくて、売れなくてもいい、ただ、町がこんなに素晴らしい製造業者がいて、こんなに素晴らしい技術を持っているんだということをふるさと納税の場で見てもらうもの1つの効果なのかなということも言われておりますので、技術力を見せる場としての活用も併せて考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 にぎわい交流については、これで終わります。とにかくいろんな形での団体ともしっかりと協議をしていただいて、今料理飲食の関係についても、我々も議会として懇談会なんかを通していろんなお話を聞いてもいますし、随分変わってきたなという感じは受けていますので、ただ、そこだけの問題じゃなくて、コンシェルジュとのコラボだったり、これとの問題も全部絡んでくることだと思いますので、ですから、にぎわい交流が、本当のにぎわいが出るような交流の場になっていけば、おのずと元気になっていくわけですので、そのためにはコンシェルジュの動きが非常に大事だという気がします。ですから、そういった意味では、いよいよという感じがしますので、コンシェルジュの皆さんにはご苦労をおかけするかもしれないけども、いろんな形での相談事に乗っていただいたり、また情報を提供してあげたりということで、さらに元気になることがにぎわい交流につながるということになりますので、その点はいろんな形での話し合いを進めていくということが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

ふるさと納税の関係については、品物については、格好いいことを言ったけども、基本的にはお金なんだから、技術を見せるということもよく分かるけども、でも、技術を売るということも、見せるだけじゃなくて、売るということも大事だと僕は思いますので、そういうものがあるとオール寒川で1つの形をつくり上げていくということも、またいい方向に行くのかなという感じがしますので、そういう意味ではいろんな形での話合いを進めてもらうということが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。いま一度見解をいただいて。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。努力してまいります。コンシェルジュのお話が出ました。経済が回復してきたと言われていても、町の産業の中心は製造業で、特に中小企業なんかですと、原材料の高騰とかエネルギー問題、世界情勢、様々な問題があつて、まだまだ厳しい状況は続くのかなと思っています。コンシェルジュの先生方は、物すごい知識と技術を持った方たちばかりです。そうした部分を考えると、ただ、経営の伴走支援だけではなくて、新規開発であつたり、様々な支援ができるのかなと、当然町だけではなくて、国や県も様々な支援メニューを用意していますので、そうした支援メニューを獲得していくための支援というのも、コンシェルジュならではの支援の1つかなと思つておりますので、伴走型で経営能力を上げるだけではなくて、様々な支援を行っていくように努力してまいりたいと思います。また、コンシェルジュだけではなくて、町のここにいる職員の能力も高めていかないといけないと思いますので、そういったところについては、コンシェルジュに指導いただきながら事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。とにかくこうした動きをしているのは、私は寒川ならではの戦いだと思つていますので、コンシェルジュにうまく動いていただくのと併せて、行政側としてもしっかりとここでもってコンシェルジュからいろんな形でもって教えていただくということも含めて、さらに拡大をしていってほしいなと思います。これが、ある意味では寒川の動きがいろんな行政に対する見本になるような、こんな動きになっていけばありがたいなと思つていますので、よろしくお願ひしたいと思つています。結構です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 商業振興事業費で2点お伺いします。1点目は、産業まつりについて、こちらに従前の規模での開催とございますが、昨年開催した中で、例えば食品製造の禁止だとか、ステージの縮小とさまざまな制限があると思うんですけど、実際にどのような制限があつたのかという確認をお願いします。また、令和5年度今回予算ですね。令和5年度に開催される11月かな、次回の産業まつりについては、令和4年にあつた制限もなくしていく方向での予算の算出となっているかどうかお伺いします。これが1点目で、2点目なんですけど、にぎわい交流ゾーンの将来像の調査研究を具体化するための調査事業とあるんですけど、説明に今あつたように、可能性の認識だとか、ビジョン等のすり合わせだとか、SPC会社の設立と言つていたので、資金調達が必要な場面とかも想定しながらSPC会社、特別

目的会社の設立まで考えながら、結構具体的に考えられているのかなと思うんですけど、その辺の調査事業費の予算を算出するに当たって調査研究に現実性というか、ちゃんと目的会社をつくりたいという現実もあると思うんですけど、その中で課題として農地転用とかはどうしていくんですかとか現実的な課題があると思うんですけど、都市計画の話になってくるんですけど、違うと思うんですけど、でも、課題として何パターンかできてくると思うんですね。農地転用できる場合、できない場合とかがあると思うんですけど、そういった想定もしながら調査研究になっているのかどうかだけ確認としてお願いします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 2点ご質問いただきました。まず、産業まつりでございます。こちらにつきましては、今年度先ほどもお話しさせていただいたように、規模を縮小して実施してまいりました。具体的にはこれまでやっていたものと一番大きく違うところは、飲食をやめたこと、当然アルコールとかもなしにしたこととございます。それと時間についても2時間ほど短縮させていただいています。あと、皆さん団体さんに影響が出るころとしましては、ステージイベントも今回は見送っているとともに、体育館でこれまでやっていた湘南台高校のマーチングバンドも今回見送っています。また併せて工業協会が町民センターでお笑いライブも行っていましたが、そういった部分も今回人を集めるということの中で見送ったという経緯があります。これは実行委員会の中でどう進めていくかということで、まず何とかしてやりたいと、やるためには何ができるかということの中での選択で、こういう結果になっています。来年度については、基本的には来年11月の状況を見てみない何とも分からないところもありますが、できる限りフルスペックでやっていきたいと考えております。なので、予算的にはフルスペックの予算、ただ、それ以外にも例えば湘南台高校のマーチングバンドをやっていたときには、実行委員会となっている町の部長さんに整列とか交通整理とかをお願いした部分がありますが、今回についてはそれがなかったということで、テントを各場所に設けてアルコール消毒等の対応をしていただきました。そういった部分について、当然本来の業務がまた出てくることになると思いますので、そういった部分で警備員の増員であるとか、感染症対策の、もしかしたら許されるのかもしれないですけども、消毒をして会場内を囲い込むとか、そういった作業が必要になってくると思いますので、そういった部分の予算を増額させていただいて、あくまでもまだ見込みというような状況の中での予算計上をさせていただいたところでございます。

2点目のにぎわい交流ゾーンについては、まだまだ課題がいっぱいあるのかなと思っています。先ほどのお話のとおり、最終的に商工会としての目標としては、SPC会社を立ち上げるということが1つの目標になっています。SPC会社を立ち上げて、その箱を作り、横丁とかであれば、その家賃収入とか、そういった部分についてSPC会社で対応していきたいというような思いがあるようでございます。ただ、それをしていくためには、面整備をする方法であるとか、総事業費であるとか、そういった部分も含め、キャッシュフロー、本当にお金が回るのかというところの検証がこれから必要になってくるんだと思うんです。今年度については、基本的には民としてあるべき、東もあるんですが、東は公共施設が集積しているところなので、西側が中心になってくると思うんですけども、あるべき姿というのが描かれる、ただ、あるべき姿が実際にターゲットを絞り、どれだけのニーズかを把握して、規模を

決めていかないと総事業費が決まっていけないということも当然出てくるので、そういった部分の掘下げをしていく、農振用地というお話も出ましたけども、そこも重要な課題なんだと思うんです。

ただ、たらればの中で農振が除外できますかという相談をかけても、恐らく話にも乗っていただけない状況なのかなと、それを相談するためには、実際にこの計画があって、農業者にも地権者にもアンケートをした中で地権者にはこういう思いがあって、町としてもそこに進んで、当然検証は必要になりますけども、計画に盛り込んでいきたいんだという話の中で進められていくことなのかなと思っていますので、まだまだ商工会の調査というのは続いていくのかなと、商工会としても、最終的にはもう少し掘下げを行って、事業実施の精度を上げた段階で地権者に対してもアンケートを行っていきたくて考えているという話はいただいています。過去に地権者に対するアンケート調査というのは、商工会で行ってはいるんですが、そのときには何の計画も示さずに、農地転用を除外したほうがいいですかとか、これから農家を続けていけますかとか、市街化に編入したいですかという質問だったと思うんです。なので、それだけでは正確性というのは全くないと思いますので、しっかり事業をこういう形で進めていきたいんだ、それについては面整備の手法はこういう手法でやっていきたいんだ、そうすることによって、じゃ、今の相場でいうと売却だと1反当たりこのぐらいの金額なんだ、賃貸だと年間でこのぐらいの金額なんだというところも示した中で、そういった事業に可能性があるのかどうかというところをしっかりと地権者にもアンケートをとっていきたくてという話は聞いております。なので、恐らくSPC会社立上げ目標ということになってはいますが、まだこの先5年以上はかかるのかなとは感じているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 1点目は分かりました。ありがとうございます。

2点目なんですけど、昔東参道、どこかの資料か忘れちゃったんですけど、どこかのコンサルタント会社が想定した資料が昔あったと思うんですけど、あの資料をちゃんとA、B、Cで農地転用ができる場合、できない場合、できない場合だけ観光農園とかにしていきますよとか、ちゃんと条件に沿ったちゃんとプランがあってさすが民間企業だなと思いながらあったんですけど、今回、計画の規模だとか資金とか、計画を作ってからとなったときに、例えば自分が家を買いたいとなったときに、その土地に、駅から近いですよ、役場から近いですよ、神社から近いですよ、公園から近いですよ、どうですかと言われて、いいですねと思うじゃないですか。35年ローンで、じゃ、組んでもいいかなと思ったりするじゃないですか。だけど、実際、農地転用はできるかどうか分かりませんとなると、民間企業も乗らないと思うんです、同じような感じで。できるかできないか分からないところに興味を持つのかなというのは正直思うところがあって、今、課長がおっしゃられたのは、そういうことじゃなくて、規模だとか、計画作りますよって地権者にもアンケートをとったりだとか、説得していきますよと、それをフレームとかにして、産業フレームか何か分からないですけど、フレームにして農地転用、要するに区画整理を進めていきたい方向という意味で言っているのかどうかというところだけお願いします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 前、絵図面が示されていたというのは、恐らく5者会議の中で進められてい

たところで、結果的にはA、B、C、5つぐらいの案があって、最終的に結果としては赤字になるだろうというような予想が立っていたものなのかなと思います。

商工会、民としてどういうべきなのかというところは、このまま調査を続けていただきたいなとは思っているところがあって、町長もこれまで申し上げますように、西側については、基本的に民が主体となって進めていくものと考えておりますので、町がどうしたい、こうしたいという形で先頭を切って方向性は示していかないというのが、1つ町の考えとしてありますので、その部分については、あくまでも民がこうしたいんだと。その実現が確かに魅力、可能性を物すごく秘めた部分だとは思っていますので、そういった部分については町も情報は知りたいと。実際に動き出すようなことがあれば、そこは町じゃないと進めない部分が、農振除外とか、そういった手続、計画への反映とか、そういった部分については町が進めないといけないところなので、そういった部分の支援は今後ともしていきたいと思っています。でも、あくまでもここを進めるのは町ではなく、民間が主導で進めていただきたいと考えているところでございます。

農振を活用してというお話も出ました。ただ、今回、商工会で事業を検証している部分もありまして、商工会としては、農用地を活用して農用地のまま体験農園とか、そういった考えは商業者としては今のところ持っていないのが実情だと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 非常に難しいと思うんですね。どうしてかというと先に農地転用を確立しないと、民間はなかなか興味を持たないと思うし、かといって、先に何も無い状態で民間に入ってくれますかと言うのは、あまり確証がないので、なかなか乗ってこないと思うんですね。

でも、かといって、逆に何も無い状態で転用、区画整理できますかと、フレームがないので、都市計画法29条でいえば、開発行為権限というのは町にない権限でございまして、ちゃんとフレームを見せて区画整理をしていくという流れの中で、ちゃんとフレームを見せるということは、計画は必要じゃないですか。そういった話合いを進めるやり方しかないと思うんですね。

かといって、そうするために民間を呼びたいと言っても、民間業者からしたら、保証がないところに対して、転用できるかどうか分からないところに入ってくるというのはなかなか難しいと思うんですね。そういったところのバランスをうまく考えながら、今後もやっていただけたらと思いますので、以上、意見をお願いします。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、環境経済部産業振興課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。会議再開を10時30分といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、環境経済部環境課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 引き続きまして、環境課が所管いたします予算の審査をお願いいたします。

説明につきましては大山環境課長より、質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 それでは、環境課の令和5年度予算につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の歳入につきましては24ページから37ページ、歳出につきましては52ページから55ページ及び70ページから73ページでございます。2款総務費1項総務管理費12目環境保全対策費及び4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、2目じん芥処理費、3目し尿処理費、4目美化センター費でございます。説明に当たりましては、タブレット資料020環境課予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、19ページ以降が委託事業の一覧でございます。

それでは、資料2ページをご覧ください。12目環境保全対策費1自然環境保全推進事業費1自然共生推進事業費でございます。自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため環境団体との協働等により環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものです。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施する川の生き物調査隊並びに野鳥観察会の講師謝礼でございます。委託料につきましては、相模川美化キャンペーンのごみ運搬費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、寒川環境町民会議さむかわエコネットへの交付金でございます。継続して実施している河川の清掃活動や環境学習などの環境課との共催事業に加え、さむかわ中央公園のビオトープの整備、ホテルの復活プロジェクト等環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。1自然環境保全推進事業費2公害防止対策事業費でございます。委託料につきましては、水質検査や大気、ダイオキシン等の調査、水準測量及び成果検定委託料でございます。環境保全のための現状把握を目的としております。水質検査につきましては、継続的に小出川の2地点と目久尻川、一之宮第2排水路の4つの地点で調査を実施するものです。大気、ダイオキシン等の調査につきましては、役場の敷地内で実施しております常時監視のほか一般大気、道路交通大気、騒音、振動、臭気、ダイオキシン類の測定を隔年で実施するものです。さらに地盤沈下の変動を監視するための水準測量でございますが、県及び近隣市町と調整し、こちらも隔年で実施しております。

なお、公害防止対策事業費の特定財源でございますが、予算書の28、29ページ、県の地盤沈下調査補助金でございます。そのほか予算計上はございませんが、町では平成22年度より公害防止対策を推進し、町民の健康及び快適な生活環境の保全を図るため町内事業所と環境保全協定を締結し、事業所と町が一緒になって環境保全に取り組むという方針を再確認し、その取組の一環として事業所を対象に環境保全研修会を開催してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。1自然環境保全推進事業費3有害鳥獣等対策事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、ハチの駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費でございます。委託料につきましては、アライグマやハクビシン等の有害鳥獣の駆除業務委託料とスズメバチ駆除業務委託料でございます。

下表をご覧ください。有害鳥獣等対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1は、予算書の24、

25ページ、鳥獣飼養許可証交付手数料、歳入番号2は予算書の28、29ページ、市町村事業推進交付金の有害鳥獣駆除事業に対するもので、補助率は事業費の2分の1でございまして、アライグマやハクビシンなどの捕獲わなの購入費及び駆除業務委託料に充当しております。

続きまして、5ページをご覧ください。1 自然環境保全推進事業費4 環境衛生事務経費でございまして、報酬につきましては、13名分の環境審議会委員の報酬、旅費につきましては、委員の費用弁償と職員の普通旅費でございまして、役務費につきましては、隔年で実施しております放射線量測定機の点検料でございまして、負担金補助及び交付金につきましては、高座地区河川をきれいにする会と桂川・相模川流域協議会の負担金でございまして、

続きまして、6ページをご覧ください。1 自然環境保全推進事業費5 地球温暖化防止対策事業費でございまして、こちらは地球温暖化防止や気候変動への適用のほか町域の二酸化炭素排出量の削減に資するクリーンエネルギーの普及啓発における支出でございまして、需用費の消耗品費につきましては、夏場にヘチマ等を使用したグリーンカーテン用の有機培養土代でございまして、負担金補助及び交付金につきましては、脱炭素化に資する再エネ省エネ設備等の導入に関わる補助金でございまして、なお、藤沢市、茅ヶ崎市の2市1町、湘南エコウェーブへの令和5年度の負担金につきましては、市町村振興協会助成金を活用するため予算はございません。

続きまして、7ページをご覧ください。2 動物共生の推進事業費1 動物対策事業費でございまして、動物対策事業費につきましては、犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、猫の不妊・去勢手術費の助成、ボランティア団体への補助を行い、動物共生の推進を図るものでございまして、報酬につきましては、狂犬病予防注射時及び犬の登録事務の繁忙期に関わる会計年度任用職員の報酬、報償費につきましては、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、犬の狂犬病予防注射の注射済み票並びに災害時救護活動用の消耗品等の購入費でございまして、役務費につきましては、狂犬病予防集合注射開催通知等の郵送料、委託料につきましては、県獣医師会への犬の登録及び注射促進協力事業の委託料と担当職員のための破傷風予防接種委託料でございまして、使用料及び賃借料につきましては、犬の登録システムのリース料でございまして、令和5年2月末現在の犬の登録数は2,771頭でございまして、負担金補助及び交付金につきましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢、子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体への補助金と飼い主に対しての猫の不妊・去勢手術費の補助金で不妊70匹分、去勢50匹分でございます。令和5年度も引き続き飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊・去勢の助成を継続し、無秩序な繁殖の防止に努めてまいります。

下表をご覧ください。動物対策事業費の特定財源でございまして、歳入番号1は、予算書の24、25ページ、犬の登録等手数料で、町手数料条例に規定された申請手数料を徴収するもので、負担金補助及び交付金を除く全ての事業費に充当しております。また、備考欄に記載のとおり、犬の登録に関わる職員給与費にも充当しております。歳入番号2は、予算書の32から35ページ、まちづくり基金繰入金でございまして、猫の不妊・去勢手術費助成事業や動物保護活動補助金に充当しております。

続きまして、8ページをご覧ください。環境保全担当の最後の科目4 地域美化推進事業費1 地域美化活動推進事業費でございまして、この事業では、町民の皆様のモラルと美化意識の向上を図り、ごみのな

いまちづくりを目指し、6月、11月の年2回まちぐるみ美化運動等を実施しております。需用費の消耗品費につきましては、まちぐるみ美化運動や環境美化活動で使用するゴミ袋の購入、印刷製本費につきましては、小・中学生の環境美化啓発ポスター最優秀作品1点を100枚印刷し、町内の公共施設や駅、金融機関、スーパーやコンビニ等に掲示し、ポイ捨て禁止、犬のふんの放置禁止、落書き禁止、野外活動に伴う料理くずの投棄の禁止、動物の適正管理、深夜花火の禁止など、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発を実施しております。役務費につきましては、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔の保険料、委託料につきましては、まちぐるみ美化運動、環境美化活動のゴミ運搬費でございます。

続きまして、衛生費関連につきましてご説明させていただきます。予算書は70から73ページをお開きください。9ページをご覧ください。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費1職員給与費でございます。環境課資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員13名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1及び2は、予算書の34から37ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンター管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金のうち、それぞれの職員の給与費に充当するものでございまして、このほかは、備考欄記載のとおり、施設の管理運営費に充当しております。

続きまして、10ページをご覧ください。3資源循環推進事業費1清掃総務事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の光熱水費につきましては、寒川駅北口公衆トイレの電気代、水道代、下水道使用料、役務費につきましては、建物共済の任意保険料、委託料につきましては、公衆トイレの清掃委託料と一般廃棄物処理基本計画改定業務委託料でございます。公衆トイレについては、毎日の清掃と年4回の特別清掃を実施し、清潔なトイレの維持管理に努めております。一般廃棄物処理基本計画については、令和元年度の見直し以降6年間の最終年度となることから改定作業を進めるものです。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村清掃行政協議会負担金と大気汚染負荷量賦課金でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。2目じん芥処理費1資源循環推進事業費1ゴミ資源物収集処理経費でございます。収集したゴミ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターへ搬入して、中間処理後最終処分に至るまでの経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、最終処分地への挨拶時の手土産代、廃乾電池運搬用の土のう袋や蛍光灯の運搬用段ボール等の購入代、ゴミ置場の境界を明確にする境界プレートの作成代で、印刷製本費につきましては、3年に一度作成する「ゴミと資源物の正しい分け方・出し方」の冊子と毎年作成いたします分別収集日程表などの印刷代でございます。役務費につきましては、臨時ゴミ用証紙の販売店への証紙売払手数料、委託料につきましては、集積所から収集した資源物をリサイクルセンターへ、可燃ゴミ、可燃粗大ゴミ、不燃ゴミを茅ヶ崎市環境事業センターへそれぞれ搬入する収集運搬委託、資源物収集時に使用するコンテナ及びラッセル袋等を収集日の前日に配布する委託、家庭まで取りに伺う臨時ゴミの収集運搬委託、事故等で亡くなった死畜の収集運搬委託、焼却灰を千葉県銚子市及び秋田県小坂町の民間処分場への運搬処分委託及び栃木県小山市と茨城県鹿嶋市の民間企業へ熔融資源化処理委託、茅ヶ崎市にお願いしてございます可燃・不燃ゴミの処理業務委託等でございます。原材料費につきましては、ゴミ置場補修用のコンクリートブロック等の

材料費でございます。負担金及び交付金につきましては、茨城県鹿嶋市への焼却灰搬入のための環境保全協力金及び茅ヶ崎市への広域粗大ごみ処理施設建設に伴う事業者選定選考委員会報酬、事業者選定業務及び設計、建設、施工管理の負担金でございます。なお、秋田県小坂町への環境保全協力金につきましては、事業者経由での支出となるため運搬処分委託料に含まれております。

下表をご覧ください、ごみ・資源物の収集処理経費の特定財源でございますが、歳入番号1は、予算書の24、25ページ、廃棄物処理業許可申請手数料、歳入番号2は、予算書の26、27ページ、臨時ごみ処理手数料でございます、申請時及びごみ収集時に町手数料条例に規定された料金を徴収するものです。歳入番号3は、予算書の30から31ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を充当しております。歳入番号4は、予算書の32、33ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入で、歳入番号5は、予算書の32から35ページ、まちづくり基金繰入金の一部を充当しております。歳入番号6は、予算書の34から37ページの広告掲載料でございます。印刷製本費、可燃ごみ等収集運搬委託、臨時ごみ収集運搬委託及び広域粗大ごみ処理施設建設事業負担金に充当しております。

続きまして、12ページをご覧ください。ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。ごみ減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員の協力により分別収集の徹底を推進する事業費でございます。報償費につきましては、資源物分別に伴う自治会への報償金と、衛生指導員や15人で構成する廃棄物減量化等推進協議会への謝礼でございます。需用費の消耗品費につきましては、指定収集袋や資源物収集のための網目のラッセル袋と消滅型生ごみ処理機の購入費等でございます。印刷製本費につきましては、違反ごみに貼付しますシールの作成代、役務費につきましては、指定収集袋販売代金請求のための郵送料と口座振替の手数料及び衛生指導員の保険料、委託料につきましては、公共用地の剪定枝を資源化するための委託、指定収集袋の配布委託でございます。使用料及び賃借料につきましては、指定収集袋を保管するための倉庫の借上料でございます。

続いて、下表をご覧ください、ごみ減量化・資源化推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、2及び3は、予算書の32、33ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入、環境課扱い分資源物売払収入、生ごみ処理機売払収入でございます、資源物分別自治会報奨金等の報償費、衛生指導員への謝礼、指定収集袋作成費、生ごみ処理機の購入費にそれぞれ充当しております。歳入番号4は、予算書の34から37ページの広告掲載料でございます。指定収集袋の購入費に充当しております。

続きまして、13ページをご覧ください。3広域リサイクルセンター管理運営経費でございます。施設を運営するに当たっての経費で、平成26年7月より令和14年3月までの長期包括運営責任業務委託を行っております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員への謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、施設の維持管理に関わる消耗品や共同事業で維持管理しております緑地・花壇に関わる花の苗の購入費、修繕料につきましては、公用車の点検代、燃料費につきましては、公用車のガソリン代でございます。役務費につきましては、火災保険料や車両の保険料、委託料については、長期包括運営責任業務委託料、負担金補助及び交付金につきましては、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の引取りに関わる日本容器包装リサイクル協会に支出します分別基準適合物の再商品化に関わる市町村負担金と資源物売払収入等の茅ヶ崎市分の分担金でございます。

続いて、下表をご覧ください、広域リサイクルセンター管理運営経費の特定財源でございますが、歳入番号1につきましては、予算書の32、33ページ、リサイクルセンター資源物売払収入でございます、市町村で収集した缶、金属、衣類等を売却した収入でございます。歳入番号2につきましては、予算書の34から37ページ、再商品化・合理化拠出金等配分金で、日本容器包装リサイクル協会から分配されるペットボトル等の有償拠出金等でございます、搬入割合により茅ヶ崎市に案分するものです。①、②につきましては、資源物拠出金分担金に充当し、残額は委託料のリサイクルセンター長期包括運営責任業務委託に充当しております。③につきましては、同じく予算書の34から37ページ、広域リサイクルセンター管理運営経費負担金で、茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費について、職員給与費のほかは資源物の搬入割合等により負担されるものでございまして、資源物拠出金分担金以外の科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。

続きまして、14ページをご覧ください。3目し尿処理経費1資源循環推進事業費1し尿処理事務経費でございます。こちらはし尿のくみ取りに関わる全ての事務関係費と町内のくみ取り世帯や工事現場等の仮設トイレよりくみ取った生し尿を美化センター等に運搬する経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、くみ取り処理券の用紙代、印刷製本費につきましては、清掃手数料納付書、窓付封筒、督促状等でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送料、し尿処理手数料の口座振替の取扱手数料でございます。委託料につきましては、し尿収集運搬委託料でございます。

下表をご覧ください、し尿処理事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、2は、予算書の24から25ページ、し尿処理手数料2滞納繰越分で、し尿をくみ取る際に徴収する手数料でございます、し尿収集運搬委託料に充当してございます。

続きまして、15ページをご覧ください。4目美化センター費1資源循環の推進事業費1し尿処理施設運営経費でございます。美化センターの施設の維持管理経費や施設に搬入されました寒川町・茅ヶ崎市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費、中間処理した脱水汚泥の資源化処分に伴う経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会委員の報酬、旅費につきましては、美化センター職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、各種薬品や管理用消耗品、印刷製本費につきましては、トラックスケールの計量表、修繕料につきましては、公用車の点検代、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、設備用の灯油代、光熱水費につきましては、電気代、水道代、下水道使用料、施設用プロパンガス代で、役務費につきましては、施設の電話料、火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、自家用電気工作物保安管理業務委託をはじめとする施設管理委託料や、各種水質検査をはじめとする各種分析業務委託料、脱水汚泥等を肥料原料にするため、埼玉県寄居町にございます肥料化工場への運搬処理や脱水汚泥の放射線物質の検査を実施する脱水汚泥運搬処理業務委託料、し渣の運搬業務委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー、FAXの機械借上料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、調整槽補修工事に伴い10日間程度の運転停止期間中のし尿等を藤沢市に搬入する際の負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください、し尿処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号1は、予算書の34から37ページ、美化センター管理費に関わる負担金は、美化センターの管理運営に関わる経費のうち茅ヶ崎市に負担していただくものでございまして、し尿及び浄化槽汚泥等の搬入割合等により負担いた

だき、各科目に案分して充当しております。

続きまして、16ページをご覧ください。2公共施設再編計画実施事業費でございます。美化センターの設備機器等の修繕でございます。計画的に実施し、安全で安定した運営に努めております。需用費の修繕料につきましては、緊急的な修繕が必要となった場合の予算で、工事請負費につきましては、130万円以上の計画的な修繕でございます。5件の工事を予定しております。

続いて、下表をご覧ください。公共施設再編計画実施事業の特定財源でございますが、歳入番号1は、予算書の34から37ページ、美化センターの管理費に関わる負担金は、先ほどご説明いたしました茅ヶ崎からの管理運営に関わる負担金でございます。歳入番号2は、予算書の28から31ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を充当しております。

続きまして、17ページをご覧ください。最後に歳入予算の概要になりまして、予算書の22、23ページ及び28から31ページになります。13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料行政財産使用料は、美化センター、リサイクルセンターの駐車場等の使用料でございます。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金大気汚染常時監視測定網交付金は、県が町役場に設置している大気汚染に関わる常時監視測定機の電気代相当を負担していただいているもので、財産管理課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

以上で、環境課の令和5年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

関口委員。

【関口委員】 公害防止対策の関係でお聞きしたいんですが、河川の調査やら、いろんなところの調査をされていたりしていますけども、ここでもってお聞きしたいのは、併せて寒川には相当数の井戸があると思うんですけども、井戸なんかの場合については、各家庭で井戸を持ってられる方が、悪いけど、調査してくれないかと言われると、その辺の調査については担当課で行うことができるのかどうか、それと地盤沈下の関係で課長から説明がありましたけども、企業さんが地下水を相当取って事業をやられていると思うんですね。寒川の場合も前に報告があったと思うんですが、何センチか地盤が下がっているという話も聞きましたけども、非常に水位が高い地盤だと思います。寒川は。そういった意味では井戸なんか簡単に掘れたり、水がすぐ出てきたりしますけども、企業さんが使われる水の量というのは半端じゃありませんので、この辺の企業さんとの話合いとか、地盤沈下を含めての、なったら危険だなというところもあると思いますので、この辺についての取決めみたいなものがどうなっているのか、それから今各家庭にある井戸なんかについては、飲料水については、水まき等は、車を洗ったりする分にはいいかもしれませんが、井戸水というのは、飲み水には無理なんだろうとは思っていますが、この辺についての見解を、企業さんのその辺の動きと各家庭での井戸水の関係と、それから企業さんの場合については、地盤沈下等について、どのような話合いをされているのかについて見解をいただきたいなと思います。

それからもう一つ、ごみ・資源物収集処理についてなんですが、特に段ボール、紙類についてお聞き

したいんですけども、この近辺に、私が知っているだけでも、民間の業者がやられている紙の捨場が4か所くらいあるんですが、とにかくすぐに満杯になってパッカー車が来て持っていったりしていますけども、これはしようがないのかなという、寒川町としては、資源物回収でリサイクルしていくということも含めて、これも1つの収入源にはなっているとは思いますが、その辺が民間の収集場所があるがゆえに、資源物が相当減っているのではないかなというのと、併せて収集場所に出している紙類が相当持っていかれているということを含めて、相当減になってきているのかなという気がするんですけども、その辺についての推移を教えてくださいたいと思います。まずこの2つをお願いします。

【岸本委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 井戸についてのご質問をいただきました。まず、各家庭の井戸の水質の検査につきましては、環境課では所管しておりません。こちらで例えば町民の方からお問合せがあった場合には、保健所にご相談いただくようにご案内しております。こちらは飲料に適するかどうかといった点なんですけど、たしか水道の検査項目で52項目あったかと思うんですが、そちらに適合するかどうかというのは、恐らく専門機関に依頼して、それに適合するとなった場合、飲料として使えるというような形になってまいります。

次に、地盤沈下の関係でございます。神奈川県は、地下水を利用する際に神奈川県に許可を出していただく形となっております。割と、委員がおっしゃったように、神奈川県というのは地下水資源というのが豊富でございまして、特に1日何立米までしか使っていけないといったような使用制限は設けてはおりません。こちらはたしかトータルで年間1万立米前後であったかと記憶しているんですが、そのぐらい寒川町内で1年間に地下水の利用がございまして。

それと、あと、こちらに関係する地盤沈下の関係なんですけども、取決めはあるかといったご質問でございます。県で許可をさせていただいている関係で、特段町で制限を設けるといいうところでは、具体的なお話というのはしてはいないんですけども、それ以外の地盤沈下も含めた公害、騒音ですとか、振動等を含めた環境保全協定というのを主な事業所と結ばせていただいております。こちらに基づいて特段何か問題が生じた場合につきましては、県も含め対象事業者と協定に基づき協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 もう一ついただきました古紙の民間の排出場所ということで、これについては確かに岡田にもコンテナが置かれて、その中に自由に捨てられるというような場所がありますけど、多く捨てているのは、民間の事業者の方がそこに捨てる、リフォームとかが終わって段ボールいっぱい出たら捨てるか、そういった使われ方が多いのかなと思っています。もともと民間の事業所から出る段ボールについては、町では収集をしていないものになっておりますので、町の古紙類の収集量が、あれの影響で減ってきたかというのと、その部分については特に影響がないような推移でございまして、問題ないかなと感じています。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。各家庭にある井戸については保健所の関係ということで、町はそこには絡めない、分かりました、それは。ただ、地盤沈下の関係については、県の許可というのはあるかもしれませんが、自治体で何らかのアクションを起こさないと、変化が起きるのが自治体ですから、県は関係ないわけですから、だからそういう意味からすると、自治体がしっかりとその辺の協定を結んだり、管理監督を含めてきちっとやっていかないと、特に寒川みたいに水位が高いところというのは、災害のときには液状化と言われるくらい、併せて地盤沈下というのは怖い現象ですので、そうでなくても勾配の非常になだらかなところですから、勾配のないところから考えると、地盤の変化というのは注意していかなきゃいけないと思いますので、その辺については、県の許可かもしれませんが、町と企業さんがしっかりと話し合いをしながら、状況に合わせて指導していかなければいけないなと思いますので、それについていま一度見解をいただけますか。

それから、ごみ・資源物の収集の関係について、今、課長からあまり変化はないよと、こういうことなんです、止まっている車はみんな家庭から持ち出している紙なんですね、捨てているのを見ると。企業さんが捨てに来ている、事業主が捨てに来ているという感じはしないです。普通の軽自動車に乗り込んで女性が捨てていたり、男性が捨てていたりということで、あれだけ集まっていますので、岡田に1か所あるのと、用田に向かって行って左側に1か所あるのと、それから用田に向かって湘南台寒川線のすぐ右側にもあるし、それから用田の信号を左に曲がって、ゼロックスのほうの戸沢橋のほうへ行く信号の角のところにもあるし、だから僕が知っているだけでも4か所ある。あとは、スーパーの、海老名の大きなところなんかの場合は、そこでもって機械を置いて、捨てる場所をつくって、そこに捨ててもらっているというところもありますし、量的に減っていないんだっただけですけども、本来ならば増えていく分がそこに捨てられているのかもしれない。特に古紙の場合については、地域の1,000何百だかある収集場所にも出されているところも出たと同時に、幾らもたないうちになくなってしまふ、こういう現象があると思います。そういった意味では、その日を待っていて集めに来るという感じもあつたりしますので、そういうことからすると、その部分については、言葉は悪いけども、町のところに出したものを持っていかれるということは盗難だと思いますので、その辺についてはしっかりと注意をしていかなければいけない部分かなと、ただ、民間が置いている土地を借りてやっているところについては、今、課長から、影響がないということだったら、これ以上私も追及しませんけども、民間と争ってもしょうがないですから、だけど、意外と集まるものですから、向こうとしたら、無料で場所さえ借りて置いておけば無料でもって持っていける、こういうことになりますので、どうなのかなという気もしますけども、ただ、現状で法的には規制は何もないと思いますので、そういった意味でやむを得ないかなと思いますけども、データの的にもしっかりと注意してデータをとってってもらいたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。いま一度見解をいただけますか。

【岸本委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 それでは、見解ということでご質問をいただきました。町としましても、継続的な監視をしまして把握に努めていくとともに、もし何か大きな沈下があったなど、そういった異常が見られた場合には、即座に県と連携して対応できるよう体制を整えてまいります。

以上です。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 今、委員からお伺いしました各家庭から出ているものが結構あるんじゃないかという部分につきましては、古紙については月に2回収集日を設けているんですけども、もしかしたら収集回数が不足していて、家にたまっちゃう分を持っていくという方がいるのかもしれない。なので、改めて収集量についてはもう一度過去に遡って確認して、もしそういうことでずっと減っていくのであれば、収集回数を増やすとか、今やっている見直しを含めて検討して、収集回数を増やすと当然委託料も上がりますので、それと歳入とのバランスを見て検討していきたいと思います。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 関連の質疑でございますので、ご優先をいただけたんだと思います。すみません。委員長、ありがとうございます。

私も、関連と言ってしまったので、質問の順が不動になりますが、2件質問させていただきたいと思っています。

清掃費、今、関口委員がおっしゃられたごみ・資源物収集処理経費に関してなんですが、私もいろいろなところに参加をする中で、ごみ問題はずっと提言されてきたところでございます。昨今そういった収集場所があることも、これは時代というか、今の社会のニーズを反映しているんだろうなと思っておりますが、私は、ごみ出しというのは生活インフラだと思います。これは水と電気と一緒に、夜になったら使いませんか、そういう話では、もはやあってはいけないものなんだろうなと思います。

令和2年の厚生労働省の調査の中では、4分の1が共働きであると、働き方も様々。その中で、ごみ出しに関する責任を自治会の役職であったり、そういった一部の人に押しつけるべき負担ではもうない、押しつけられない、押しつけるという発言はちょっと適切ではないかなと思いますので、訂正させていただきますが、私はこれは公共インフラにするべきだと思っています。また、ごみに関しては、プライバシーという概念が持ち込まれた中で、他人が手を出せない領域になってしまっているんだろうな。実際に衛生指導員さんが違反ごみがあったから注意しようとするのことに對し、あなたは私の生活に口を出す権利はないと言われた際に、これは民間の皆さんの中で解決していただくべき問題ではないなと感じています。正直、私個人の見解といたしましては、個別収集というか、区別収集するしかないのかな、もしくは民間が関わらない形でごみ収集をするしかないのかなと考えておりますが、今ここは予算の場ですので、私が質問したいのは、そういった問題の声をどうやって町は聞いているのか、聞く場所があるのか、またこの予算に反映させている項目があるのかという点で、そこだけお答えをいただければと思います。お答えできないところは私は別の場所で聞きますので、それが1件です。関連にするところでございます。

2点目でございますが、環境保全対策費になるのかなと思いますが、これは施設管理でも質問させてもらったんですけども、電気自動車の充電施設が長いこと稼働していないという件、これは環境課としてどういう扱いになっているんでしょうか。あれを止めておくことはマイナスしかないですよ。いざというときのインフラにもなるはずですし、寒川町の中でもまだまだ充電できる場所もない。ここがどうなっているのか、環境課としての見解をお尋ねさせていただきたいと思います。

以上2件です。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 まず、ごみに民間が関わるという部分は、今の時代ではなかなか難しいんじゃないかというところについては、昨年2月と11月に試験運用という形で田端地域と大曲地域、湘南サザンで実施しました。それについては、資源物置場というものの自体が、自治会さんで管理運営をお願いしていたり、衛生指導員さんに見ていただいていた、あるいは置場自体が、開発によってどんどん今まで置いていたところに置けなくなるとか、その確保の問題もいろいろありまして、資源物置場をまず廃止して、可燃ごみの置場に出せるように変えようと、その廃止に伴って当然衛生指導員さんだとか、自治会の役割も終わる。可燃ごみ置場というのは、利用者の皆さんそれぞれで順番を決めるなり何かして管理をしていただく、自治会に入っている入っていないは関係ない、使っている人たちで管理していただく、そういう場所に変えていこうというテストを実施しました。

田端のときには意見が、今まででいいんじゃないかというような声も多かったので、改めて大曲と湘南サザンで実施したわけですけど、大曲なんかでは変えてほしいと、身近なところに変えてほしい、これで役割も、自治会だとか、衛生指導員の役割はなくなるというのは非常にうれしいというご意見をいただいていますので、担当課としては、できるだけそういう方向で進められるように考えています。ただ、今まで200か所の資源物置場から置場の数が1,600か所を超えてきますので、当然収集効率が悪くなったりする部分で経費も大分かかってくるということもありますので、庁内の会議の中でも報告させていただいたのですが、経費がそれなりにかかるから慎重に進めるようにという指示をいただきましたので、町民の方に関しても、しっかり説明していくという意味では、すぐ来年から変えられるのかということ、そこまでスピーディには難しい部分はあると思いますけど、そういう声を聞いて、しっかり受け止めて、そういう方向で進められたらいいと考えています。

あと、地球温暖化対策で、電気自動車の充電については、町内に民間で4か所の充電設備があります。そのうち3か所が今有料でやっている施設になっています。これを町役場は今まで無料で開放していたんですけども、その部分で民間の民業圧迫につながるかという懸念があります。また、受益者負担の観点からも有料としていったほうがいいんじゃないかというような考えもあります。民間の有料でやっている施設に今の利用状況なんかも確認したんですけども、1日に2台から3台の充電ですという部分がありますので、更新については、600万円ぐらいの予算が多分かかるという部分でありますので、利用状況とか、あとは近隣の自治体の設置の状況などもよく確認して、方向性を決めていきたいと思っています。時間がかかってしまっていて申し訳ないんですけども、そういうことで進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 1つ目に質問させていただきましたごみ・資源物収集の件に関しましては、ありがとうございます。私が聞いたかったところが聞けましたし、担当課の思いも理解できたと思いますので、この場では以上で結構です。

もう一つ、電気自動車の充電施設の件でございます。私もこれを無料で提供するの、電気代がこれだけ上がっていますし、もちろん民業圧迫になってしまってもいけませんから、それは適切ではないと

と思いますが、公共インフラというか、施設整備として、いざという時のためにでも、私はこれは整えておくべきだと思います。3.11のとき、電気自動車の方だけが家に帰ることができたという話はよく聞きましたし、災害のときにこういった手段を持つておくことは非常に有用、また環境課の中で電気、ゼロカーボンというか、CO₂の削減であったり、そういったもの、これを町内に限定ではないですけど、比較的長距離を移動しないような移動のときに、電気というのは非常に公共と親和性が高いものですから、そういった側面からも、もちろん安い金額ではないでしょうが、整備されるべきだと私は考えておりますので、ただ、今担当課のご答弁の中で、ちゃんとお考えを持っておられるようですから、自信を持って計上していただけたらなと思っております。それはまた急ぐものではございませんが、これも私の意見でございますので、もし回答があれば結構です。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 充電設備については、環境課としては、言われるとおり、脱炭素を掲げて業務を行っておりますので、そういう意味では、本当にインフラが整うことで電気自動車が増えてくる、そういう部分だとは思っておりますので、前向きに考えていきたいと思っております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、4点お伺いします。まず、3ページの公害防止対策事業ですけど、この中で河川等の水質調査について、河川でどういう調査をしているのかお聞きします。

それから、6ページで、地球温暖化の関係で、ゼロカーボンの関係で推進対策ということで、今回100万円から250万円と150万円増やしていますけど、設備等導入補助の件数増というのは、どの程度の件数を見込んでいるのかということですね。それから12ページで、指定収集袋の原材料高騰で979万円増えていますけど、これに関して、これから先指定収集袋に関してどういう影響が出てくるのか、値上げとか何かがあるのかということについてお聞きします。それから15ページで、美化センターなんですけど、光熱水費で1,197万円増えていますけど、これに関して今後処理に影響がどう出るのかお聞きします。

【岸本委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 環境保全担当として2点ご質問いただきました。まず1点目、河川水質調査の内容でございます。こちらは目久尻川、小出川2地点、一之宮第2排水路におきまして調査を行うものでございまして、内容としましては、水素イオン濃度、いわゆるペーハーと言われているもの、浮遊物質質量としてSS、汚れを示す指標であるBOD、あと大腸菌群数、こういったものを生活環境に係る項目ということで調査を行っております。

もう一点、ゼロカーボンに関する脱炭素の設備の導入に関する補助でございます。令和4年度100万円の予算で、令和5年度250万円ということで計上させていただいております。こちらの設備につきましては、太陽光発電システムですとか、エネファームと蓄電池、それとプラグインハイブリッド自動車ですとか、電気自動車、あと水素を使用する燃料電池自動車というものが補助対象のメニューとしてございまして、こちらは1つ当たり5万円ということで見込んでございます。今回につきましては、補助件数としまして50件ほどの件数を当初として見込んでございます。

以上です。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 まず、指定収集袋については、言われるとおり、大分原材料費の高騰で金額が高くなっています。見積り上の金額になりますけども大分高くなっています。今収集業務の見直しをする中で、脱炭素の関係で指定収集袋もバイオマス入りに替えたほうがいいんじゃないかとか、そういう自治体も増えてきている部分がありますので、それと併せて袋の形を変えたとき、材料を変えたときに袋の値段は上げるのか上げないのか考えるところだと思いますので、今のところ原材料が上がったから今と同じ指定収集袋で値段を上げるというようなことは考えてございません。

あと、美化センターの電気代につきましては、先行きが不透明な状況が続いておりますので、令和4年度の予算現額、当初予算ではなく補正もさせていただいておりますので、令和4年度の予算現額と今合わせてあります。これについては、不足がもしました生じる場合には、必要に応じて補正予算なりを考えておりますので、今は令和4年度の予算現額という形になっています。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、公害防止の河川の水質検査なんですけど、一応やっていることは分かりましたけど、これに関して答弁の中になかったんですけど、ここ最近厚木基地とか座間の米軍基地の消火剤ですね、火災のときの、その消火剤が流れ出ているとか、そういう情報が今入っています。それに対して町として、どういう対応を、検査の項目に入れるのか入れないのかというところ、もしお考えがあればお聞きします。

あと、ゼロカーボンに関しては分かりました。どんどんこれから増えていきますので、予算がありますけど、それ以上になったらまた追加で対応できるのかどうか確認を取りたいと思います。

また、指定収集袋なんですけど、何とか現状でやっていくということなんですけど、一応町民の方から逆に指定収集袋が高いと、もっと逆に値段を下げしてほしいというご意見も結構出ています。それに関して今後ともいろいろと検討していただきたいなと思います。

美化センターに関しては分かりました。取りあえず、その質問をお願いします。

【岸本委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 追加のご質問をいただきました。まず、泡消火剤の関係です。こちらは河川で横須賀辺りだったと記憶しているんですけども、そういうところから流出した消火剤が水質に影響を与えたというようなことであったかと記憶しております。町の河川につきましては、そういったものの特に今のところ影響はございませんので、検査項目には入れておりません。

続いて、ゼロカーボン、もし不足した場合はどうなのかといったご質問をいただきましたが、こちらはもしました申請がかなり来て、必要が生じた場合につきましては、補正予算等を要求していきたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 指定収集袋が今高いんじゃないかということで、下げられたらというご意見もあ

るということですが、指定収集袋につきましては、最近いろんな自治体で導入が始まっているところも増えてきているんですけど、ごみの減量化を目的にということ、指定収集袋を導入するという形になっています。一番ごみが減るとというのが、国の手引きとかを見ますと、1リッター2円ぐらいの設定がごみの量が一番減るといような統計が出ていまして、それに基づいてかなり自治体では1リッター2円の設定で指定収集袋を導入するところが増えてきています。それはごみの有料化という方向で、収集に充てたり、ごみ処理経費に充てたりというように、その予算を充当しているんですけども、茅ヶ崎も今年度から1リッター2円ということで、40リッターの指定収集袋が1枚80円という形になっています。うちの場合には、35リッターの指定収集袋が20枚で300円です。1枚15円という形になりますので、決して高いという金額ではないのかなと思いますので、これ以上上げるというのは、まずないかなと私どもとしては考えています。逆にいろんなものが上がってきて、収集にかかる経費だとか、処理にかかる経費も、また施設の改修にかかる経費も増えてきますので、そういう意味では現状維持か増えるかという部分しか選択はないのかなと考えています。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 令和5年度の予算が出たんですけども、令和4年度に行った田端地区大曲とサザンのところの試験運用の結果について、調査結果によって予算に反映されたところとかがございましたら教えてください。

【岸本委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 試験運用を実施した結果は、先月報告させていただいた部分がありますけども、まだ報告がまとまったばかりで、今年度何かするというようなところは決まっていない状況です。ただ、なるべく早い時期にこれからの方向性を決めて、またご説明させていただければと思っておりますので、これからスケジュール的なものですか、本当にその方法でいいのかとか、改めてその部分を検証して進めていきたいと思っています。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 有害鳥獣対策事業費に関してなんですけど、有害鳥獣駆除業務委託及びスズメバチ駆除事業委託、こちらの数字の確認なんですけど、アライグマ、ハクビシンだとか、鳥獣の駆除だとか、スズメバチの駆除の中で、令和4年度どの程度の申請数と駆除数があつたのか、申請数イコール駆除数になっているかどうか、ご確認をお願いします。

2点目なんですけど、動物対策事業費で猫の不妊・去勢手術への補助が行われていると思いますが、こちらと同じように申請数と手術が行われた補助が出た件数がイコールになっているか、町民の方みんなが申請して、ちゃんと通っているかどうかの確認をお願いします。

【岸本委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 まず、有害鳥獣のご質問でございます。こちらは申請数は当然駆除件数とイコールで

はないかというようなご質問なんです、中には申請されたものの、かからなくて取れなかったよという形で返却されてきている方もいらっしゃいます。一方で、例えばよく取れると申しますが、出没するエリアなのか、1回の申請で数頭取れるという場合もございます。申請される方とたくさん取られる方、もしくは取れなかった方がイコールであるかというデータは手元にはなくて、誠に申し訳ないのですが、現時点での駆除件数で申しますと、アライグマは26頭でございます。ハクビシンにつきましては、12頭でございます、合計で38頭の捕獲をしております。

もう一つ、動物対策事業費の猫の補助の関係でございます。こちらは申請数と補助件数はイコールではないかといったご質問でございました。これはほとんどイコールになってくるんですけども、中には保護の猫に対して申請をされたんですけども、捕獲ができなかったということで、取下げされる場合もまれにございます。ですが、ほとんどが、委員お見込みのとおり申請数と補助件数というのはイコールになってまいります。ちなみに現時点の件数で申しますと、不妊の補助件数が38件でございます。オスの場合、去勢の補助件数が33件ございまして、合計で71件の補助を行ってございます。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 ありがとうございます。確認でしました。申請したけど断られたというケースはなかったということなので、ありがとうございます。令和4年度の実績を根拠に予算を算出したと思うんですけど、例えばなんですけど、昨年の実績以上の申請が来た場合とかは予算オーバーになってしまわないですか。そういう場合って補正で対応したりするのか、または断ってしまうのか、どちらなのかお伺いします。

【岸本委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 予算が不足した場合の対応ということでご質問をいただきました。これまでの実績を申しますと、要求した当初予算の中で収まっており、こちらは超過したという例は実際ないんですけども、こういった場合、かなり暖かくなってきて、野良猫の頭数も結構増える傾向がございますので、こういった場合には、その状況の見ながら財政部局と調整しまして適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、環境課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより環境経済部農政課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 それでは、環境経済部の最後、農政課が所管いたします予算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、富田農政課長より、質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 富田農政課長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、環境経済部農政課所管の令和5年度予算について、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は74、75ページでございます。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、職員4人分の人件費でございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展と農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展と農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会、湘南梨品評会、さがみ都市農業保全対策協議会への負担金でございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術向上及び品質の向上、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物品評会並びに農産物立毛共進会への商品代等でございます。需用費の消耗品費は、町内4地区に開設する家庭菜園185区画を維持するための消耗品の購入費と、遊休農地対策のため、JAさがみ青壮年部と連携して実施します保育園児による農業体験のために使用するサツマイモの苗の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など、農業振興を図るため5つの事業に対する補助金等で支援するものでございます。詳細につきましては、タブレット資料8ページの令和5年度農業振興対策補助事業一覧表をご参照ください。

タブレット資料は5ページにお戻りください。続いて、下表をご覧ください。農業振興対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は30、31ページの農業人材力強化総合支援事業補助金は、国から県へ、県から町へ交付されます対象の新規就農者へ支払う間接補助金であり、負担金補助及び交付金へ150万円充てております。

続きまして、4目農地費でございます。タブレット資料は6ページをご覧ください。農業事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした農業事務管理の経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会及び湘南支部への負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください。農業事務管理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は24、25ページの諸証明手数料は、農用地証明の手数料であり、旅費に3,000円充てております。

タブレット資料は7ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業費は、農業の生産性を確保するため農業用排水路等の整備と維持管理を実施するものでございます。需用費の消耗品費は、工事や委託の設計、積算に使用する設計図書等の購入費でございます。委託料は、農業用水路の除草、しゅんせつ、花川用水路の清掃などの維持管理を行うものと、花川用水路予防保全対策2期工事に伴う高額資材調査

委託でございます。使用料及び賃借料は、農業農村整備補助版積算システムの使用料でございます。工事請負費は、花川用水路予防保全対策2期工事と維持補修工事でございます。

なお、増減理由につきましては、花川用水路予防保全対策2期工事調査委託の減、花川用水路予防保全対策2期工事の工事請負費の皆増によるものでございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県が実施しております相模川左岸用水路の予防保全対策事業に対する県営左岸土地改良区負担金と相模川左岸用水路の草刈りや維持補修等を行うための左岸維持管理負担金でございます。なお、負担金につきましては、流域5市1町の受益面積割合で負担しております。

続いて、下表をご覧ください。農業生産基盤の整備事業の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は30、31ページの農業用施設防災対策事業補助金は、花川用水路予防保全対策2期工事に伴い国から10分の5、県から10分の2補助が交付され、工事請負費へ1,400万円充てております。歳入番号2、予算書は36、37ページの農業生産基盤整備事業債は、花川用水路予防保全対策2期工事に伴い工事請負費へ740万円充てており、財政課にてまとめて説明したものでございます。

以上で、農政課の所管いたします令和5年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 そうしましたら農業振興という観点から質問しますが、学校給食の関係で、今地産地消でやるということをいろいろたわれていますが、この中で無農薬の有機栽培の野菜の使用というものをJAとか、生産者の人たちと、そういうことをやったらいいのではないかと思いますけど、それに対して町の見解というのはどうでしょうか。

【岸本委員長】 富田課長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 寒川町の現状ですと、無農薬野菜をやられている方がとても少なく、現在新規就農者の方が1名無農薬野菜をやられている方がいます。その方も一応新規就農者で今始めたばかりなんですけども、その方も意欲的に学校給食には協力したい、支援したいというようなことを言われていますので、今現在無農薬野菜が駄目だとかいいとか、そういう現状ではなくて、これから入ってくれば、即それも認めて使っていくような形になっていくと思います。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 よく分かりました。今新規就農者の方が取り組んでいるということで、これはどんどん進めていくべきだと思いますので、ぜひそれも調査と研究を進めていただきたいと思いますので、これは要望でいいです。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 山田委員と話が重なってしまうかもしれないんですけども、農業振興対策事業費についてお伺いします。5ページになりますが、農業の振興について、現状維持するということだけが目的でないというのが今分かったんですけども、この予算の中で今後拡大していくとか、そういった町とし

ての見解をもう一度お聞かせください。

【岸本委員長】 富田課長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 農業振興についてですけども、これも農業の生産者の方の耕作意欲というか、高齢化になっておりますので、その辺も含めてそういう方の支援、あと今回でいいますと、ちょっと話があれなんですけど、品評会とかいろいろとやっているんですけども、コロナの関係で縮小という形で、展示会はやっているんですけど、表彰式は全てキャンセルされているという形になりますので、そうすると農業者の方は、農業振興でいくと表彰式はぜひやってくれという話がありますので、ここでコロナが大分縮小していますので、令和5年度については表彰式等をして、農業者の方の生産意欲を高めていきたいという意味のことは考えております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 農業振興対策事業費についてなんですけど、町が管理しているのは家庭菜園ですかね。昨年12月に1世帯1区画で、令和5年4月1日から令和7年12月31日までの期間で募集されていたと思うんですけど、先ほど180ぐらいでしたっけ。180ぐらいの区画数の中で、申請数と区画数はイコールになっているかどうか確認をお願いいたします。

【岸本委員長】 富田課長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 区画数とすると、町内で4地域のうちで185区画という形で、ここで3月中までには1回申請を受けております。その中で185のうち32の区画が今残っているという状況になりますので、また4月1日から再募集という形、何人かいられるんですけども、32区画にありますので、再募集を受けて、恐らく全部埋まっていくのかなという今推測でおります。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 推測どおり埋まっていくなら、予算が有効活用できていると思いますので、いいかと思います。以上、意見をお願いします。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、農政課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、農業委員会の審査に入ります。説明を求めます。

富田事務局長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、これより農業委員会所管の令和5年度予算につきまして審議をお願いいたします。説明につきましては、事務局長の私、富田より、ご質問に対しては、同席しております職員よりお答えしますので、よろしく申し上げます。

それでは、農業委員会事務局所管の令和5年度予算につきまして、ご説明させていただきます。

予算資料は74、75ページをご覧ください。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、農業委員会事務局職員2名分の人件費

でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は24、25ページの農業委員会証明手数料を職員手当等へ1万5,000円充てており、歳入番号2、予算書は24、25ページの農業者年金事務手数料を給料へ7万8,000円、同じく歳入番号3、予算書は30、31ページの農業委員会交付金は国から県へ、県から町へ交付され、給与へ82万円を充てております。

続きまして、予算書は74、75ページになります。タブレット資料は3ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業の農業委員会事務局経営経費でございます。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名分の年間報酬でございます。報償費は、農政課が実施いたします農産物品評会等の農業委員会会長賞としての商品代でございます。旅費は、全国農業委員会会長大会や各種農業委員研修等の委員の費用弁償及び事務職員の会議や研修などの普通旅費でございます。交際費は、慶弔等の会長交際費でございます。需用費の消耗品費は、農業委員手帳等、農業委員活動のための消耗品の購入費でございます。役務費は、委員用のタブレット資料2台分の通信費と利用状況調査に伴う郵送費でございます。委託料は、農地台帳システムの保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料は、農地台帳システムのソフトウェア及びパソコンのリース及びコンピュータ借上料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員研修会への負担金でございます。

以上で、農業委員会事務局の令和5年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 以上で説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 質疑なしでございますので、これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、農業委員会の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これから都市建設部3課の審査に入ります。まずは都市建設部道路課の審査に入ります。執行部から説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、ここからは都市建設部の令和5年度予算の審査をお願いいたします。初めに、道路課所管につきまして、勝又道路課長より説明をし、質疑につきましては同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、増減理由等につきましては備考欄をご参照ください。

予算書は78から79ページ、8款土木費1項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費でございます。タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費は、部長を含め道路課職員10人分の給料、職員手当

及び共済費でございます。

資料3ページをご覧ください。道路の整備事業費01道路橋りょう管理経費は、道路や水路の適正な管理を行うための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、主に官民境界の石ぐいやプリンタートナー、事務用品等、負担金補助及び交付金は、道路管理に関する協議会等への負担金でございます。

資料4ページをご覧ください。02道路橋りょう維持管理事業費は、道路や水路の適正な維持管理を図るための事業費でございます。委託料につきましては、12ページの参考資料最上段の表を併せてご覧ください。境界確認業務委託料は、町が管理しております道水路の境界確定測量及び図面を作成するもので、複写機保守点検委託料は、諸証明の発行サービスを行う図面複写機の保守点検委託料、道路台帳の補正事業委託料は、道路法第28条の規定に基づく道路の管理図面、また、そのデータを管理する道路台帳システム保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料は、図面複写機の借上料でございます。

続いて、下表をご覧ください。道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は24、25ページ、境界確定図の諸証明手数料は、委託料に充当しております。

資料5ページをご覧ください。2目道路橋りょう維持費でございます。道路の整備事業費01道路橋りょう管理経費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態に保つための維持管理経費でございます。需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋等を購入する経費、光熱水費は、主に街路灯の電気料等、被服費は、長靴等を購入する経費でございます。役務費は、寒川駅のエレベーター、エスカレーターの運行管理に使用する光ケーブル通信料と、路上に放棄された自動車の処分に伴うリサイクル手数料でございます。原材料費は、道路補修用のアスファルト合材、側溝の蓋などの購入費でございます。負担金補助及び交付金は、寒川駅南口エレベーター、エスカレーターの電気料負担金でございます。

資料6ページをご覧ください。06道路橋りょう維持補修事業費は、道路施設の適切な維持管理を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、主に寒川町舗装維持修繕計画、橋りょう長寿命化修繕計画、道路照明施設計画書に基づき計画的に道路施設の修繕や長寿命化を図るものでございます。

委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料上から2段目、工事請負費につきましては、13から14ページの一覧表及び15ページの箇所図を併せてご覧ください。委託料の橋りょう長寿命化修繕計画改定業務委託料は、令和7年度以降に予定しております修繕工事の計画を作成するものでございます。工事請負費は、舗装維持修繕計画に基づく宮山倉見13号線ほか13路線の舗装改良工事と、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく寒川大橋の橋りょう長寿命化工事、道路照明施設計画書に基づく道路照明修繕工事7期、また、緊急を要する道路施設の維持補修工事を行う安全対策急施工事でございます。

続いて、下表をご覧ください。道路橋りょう維持補修事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は22、23ページ、路面復旧費負担金は、工事請負費に充当し、歳入番号②、予算書は26、27ページ、社会資本整備総合交付金1,550万円は、道路橋りょう整備事業費1,246万1,000円とともに交付され、委託料及び工事請負費に充当しております。なお、橋りょうの工事と橋りょうの委託料の補助率は55%、舗装改良工事の補助率は50%となっております。歳入番号③、予算書は36、37ページ、道路橋りょう維持補修事業債は、工事請負費に充当しており、こちらは財政課がまとめてご説明したものとなります。

資料7ページをご覧ください。03道路橋りょう維持管理事業費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態に保つための委託料等の事業費でございます。需用費の修繕料は、道路照明修繕料等、委託料は、道路や水路の維持管理を行うための道路維持管理委託料でございます。なお、委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料上から3段目の表1から13をご覧ください。使用料及び賃借料の土地借上料は、道路用地として民地の一部を借りている借地料、またコンピューター借上料として、寒川駅エレベーター、エスカレーターのモニター監視システムリース料でございます。

続いて、下表をご覧ください。道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございますが、予算書は22、23ページに記載の歳入番号①道路掘削復旧費負担金、予算書は24、25ページに記載の歳入番号②道路占用料及び歳入番号③水路使用料は、いずれも道路や水路の維持管理を行うため委託料に充当しております。

資料は8ページをご覧ください。予算書は78から81ページ、3目道路橋りょう新設改良費でございます。道路の整備事業費01道路橋りょう整備経費は、道路整備を実施するための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、設計図書、印刷用インクカートリッジなどの消耗品や、積算に必要な参考図書等の購入費、使用料及び賃借料は、工事設計書を作るための市町村積算システム使用料、負担金補助及び交付金は、道路整備に関する協議会への負担金でございます。

資料9ページをご覧ください。02道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路改良工事や歩道整備を実施するための事業費で、主に聖天橋西側の大曲14号線歩道整備事業及び小谷交差点改良事業と狹隘道路整備事業を予定しております。工事箇所につきましては、13ページ上段の箇所表及び15ページの箇所図面番号1を、また工事に伴う委託箇所は、図面番号18、19をご覧ください。なお、委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料最下段の表をご覧ください。役務費は、大曲14号線用地買収に伴う不動産鑑定手数料、委託料は、大曲14号線及び小谷交差点用地買収に伴う地籍測量登記等委託料と、大曲14号線用地買収に伴う建物等調査委託料、設計委託料は、高額資材等価格調査共同利用委託料、また狹隘道路用地測量等委託料として、道路後退用地等の測量分筆等委託料と所有権移転登記等委託料でございます。工事請負費は、一之宮地内改良工事1件でございます。公有財産購入費は、大曲14号線及び小谷交差点の用地買収と狹隘道路後退用地の土地購入費でございます。補償補填及び賠償金は、大曲14号線及び小谷交差点狹隘道路後退に伴う物件補償金でございます。

続いて、下表をご覧ください。道路橋りょう整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、社会資本整備総合交付金1,246万1,000円は、道路橋りょう維持補修事業費1,550万円とともに交付され、狹隘道路の用地測量等委託料、公有財産購入費の土地購入費及び補償補填及び賠償金の物件補償金に充当しております。補助率につきましては、大曲14号線の土地購入費は55%、狹隘道路の委託料と土地購入費は2分の1、物件補償金は3分の1となっております。歳入番号②、予算書は36、37ページ、道路橋りょう整備事業債は、工事請負費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金に充当しております。こちらは財政課がまとめてご説明したものとなります。

資料10ページをご覧ください。03道路橋りょう維持管理事業費は、交通事故防止を図るため、路面標示等の設置、道路反射鏡の新設や修繕工事及び通学路等の交通安全対策工事を実施する事業費でございます。需用費は、道路反射鏡の修繕料、工事請負費は、道路反射鏡の新設工事及び交通安全対策工事で

ございます。

続いて、下表をご覧ください、道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32から35ページ、まちづくり基金繰入金は、道路反射鏡新設工事に充当しており、こちらは財政課がまとめてご説明したものとなります。

資料11ページをご覧ください。最後に、歳入予算の説明でございます。

予算書は32、33ページ、16款財産収入不動産売払収入は、利用していない水路敷等の払下げによる売払収入として1,000円を計上しております。

以上で、道路課が所管いたします令和5年度の予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、1点。10ページの、先ほど出ましたけど、安全管理の安全関係なんですけど、まずカーブミラーの設置なんですけど、5年度はどれぐらいの設置を考えているのかお伺いします。それと道路の関係、通学路の安全確保で町民の方から結構要望が出ています。道路が狭くて、その割には車の量が多いと、あとまた歩行者が通るスペースがないというところで、そういうところに関して、おととも町民安全課でもお話ししましたけど、そういうところの安全対策というのを、これから、警察との協議とかいろいろあると思うんですけど、それについてどういうふうにやっていくのかお伺いします。

【岸本委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 まず、1点目のカーブミラーの設置件数なんですけども、予算的には2面鏡を6基設置する予算となっております。こちらにつきましては、2面鏡で6基なんですけども、片面で済むところであったり、追加で1面設置する箇所だったり等もありますので、例年6基前後で済んでおります。通学路の安全対策なんですけども、毎年1回通学路の合同点検、教育委員会が所管なんですけども、教育委員会さんと私ども道路課と、あと町民安全課、あと警察で、各学校からその年の一番安全対策を検討したいという箇所を挙げていただきまして、現場において立会いの上安全対策について検討するというようなことを行っております。

以上です。

【岸本委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 今お話がありました通学路の安全確保の歩道がない部分に関しまして、歩道整備に関しましては、どうしても用地の取得などに時間がかかることもあるので、それに関しましては、警察と協議を行いながら、区画線やグリーンベルト、あとラバーポールを設置しながら歩道空間を確保するような形で計画しております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まずカーブミラーの件です。6基の予定ということですけど、たしか

これに関しては、直接町民からの要望を受けるんじゃなくて、自治会を通してということだと思うんですけど、それについて確認をとりたいと思います。また、通学路の安全確認については、各関係者と協議をちゃんとしてもらって、また安全第一に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【岸本委員長】 カーブミラーの件でいいですか。

栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 カーブミラーの要望につきましては、委員さんおっしゃるとおり、毎年自治会長さんから要望をいただいて検討しているところなんですけども、あと自治会経由ではなくて、緊急で例えば壁ができてしまって、今まで見通しがとれていたところがとれなくなってしまったというような案件もありますので、そういうところは町民の方からご要望を受けたときには、必ず私どもが現場を確認しておりますので、緊急でカーブミラーの設置が必要だという判断をする箇所につきましては、自治会経由ではなくて、私ども道路管理者の管理の中で設置しているというのもありますので、令和4年度につきましては、緊急でつけた箇所というのが2か所ほどありますので、それは要望活動とは別に設置しております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 広く言ってしまうと道路全般なんですけれども、予算ですので、コロナ禍で車を使う方が非常に増えたのかなと、公共の移動手段が使えなくなる中で、また最近は車も大きなサイズが増えてきていますので、狭隘道路が非常によく問題になるんですね。これから道路行政を考えるに当たって、寒川町も古い町ですから、道路を全部今の規格に適切にそろえていけというのは、なかなか難しい話なので、そうはこの場では申し上げませんが、いつかそうなってほしいなと思っていますけれども、狭隘道路の解消に関するところですね。先ほど何点が是正される箇所が挙がっていたのは、大変喜ばしいかなと思うんですけども、これが改善されるに至るまでのプロセスですね。この予算が計上されるに当たった、それまでのプロセスをご説明いただければと思います。どういった声が反映されてこの予算になったのかというところだけ確認させていただければと思います。

以上です。

【岸本委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 狭隘道路につきましては、基本的には建築に伴う狭隘事業を行っているという形になりますので、申請主義というところがありまして、件数的には前年実績だったり、その前の実績を平均しまして見込んでいるところではあるんですけども、ただ、私ども道路課としても、狭い道路で広げたいとか、狭隘箇所を広げたいという箇所は当然ありますので、そういう箇所は年間で1件から2件ぐらいなんですけども、狭隘事業で私ども主導でやっているというような箇所もございます。

以上です。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。幼稚園の送迎なんかでも結構言われてしまうところがあるので、特に注意を払うべき場所においては、町からでも積極的に、この道路はこれだけの幅を確保したいんだという思いが見えるような施策ができれば、本当はより効率的なんだろうなと思うんですけども、予算の場でそれを言うのは難しいかもしれませんが、計上される際に当たってご考慮いただければいいなと思うことでございます。意見ですので、適切に。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1点だけなんだけど、道路側溝に対する考え方なんだけど、もちろんこれから先のゲリラだったり、梅雨時を迎える上でも内水の処理というのも含めて考えていかなければいけないのかなと思うんですが、昔からの道路の側溝について、もうそろそろ側溝の蓋を替えるということじゃなくて、例えばコンクリート蓋にしちゃうとか、側溝に対する考え方を、古い側溝をまだそのままというところが結構あるんですね。1つには、レンゴーさんの東側の道路かな、あの側溝もそうなんだけど、あそこはどちらかというと抜け道で、ばたばたって側溝の上を走るんですけども、いつ割れて、また町の補償が起きるかなという物すごい心配があるんですけども、古い側溝について何らかの形でもって対応を考えていかないといけないのと併せて、側溝の役目を果たしていないというところも見直していかないと、内水処理ということにつながっていかないという気がしますので、道路の路面だけがきれいになるというだけではなくて、側溝の危険な部分と、それから余計なお金がかかってしまう、特に今車体の低い車と、それからタイヤが本当に空気が入っているのか入っていないのか分からないような薄っぺらな、だけど、あれでもっていいんでしょうけども、フレームと道路が近いということから考えると、いろんな意味でのマイナス要素があると思いますので、全体的に側溝の整備について、水の処理も含めて、側溝蓋等も考えていかないと、寒川の場合は道路幅が側溝まで入れての道路幅になっていますから、ですから、そういうことから考えると、車が側溝の上を走るというのは当たり前のことになってきますので、いいところ、きれいなところはきれいになっていますから、その辺は重々分かっていますけども、そうでない古い道路の側溝に見直しをかけていかなきゃいけないんじゃないかなという気がするんですが、道路の整備事業費の中でも側溝清掃が入っていますけども、測って2分の1たまっていなければやらないんだみたいな頑固なところもありますけども、でも、町民の皆さんが見て、これは詰まっているよなというところもあるわけですから、そういうところの計画を立てて順次やっていくとか、また蓋を順次整備していくとか、こういうところを計画的に進めていかなければいけないんじゃないかという気がするんですけども、その辺の見解をいただけますか。

【岸本委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 ご心配いただき、ありがとうございます。側溝の蓋につきましては、委員おっしゃるとおり、古い側溝については、同じようなところの溝蓋が割れてしまって、何度か補修しなきゃいけない、溝蓋を替えるというような作業が発生しております。ここで令和4年度におきまして、そういった集計をしまして、溝蓋をコンクリートに替えていく、現場打の溝蓋ですね。蓋だけではなくて蓋がかかっているあごとコンクリート化していくということで、町内を全庁的に調査しまして、ある程度

この部分が危険だろうというところを整備担当で把握しておりまして、実際に順次最も危険であろうところからコンクリート化、今ですと、倉見ユニテックの周辺を中心に数年前から替えておりまして、今後も委員おっしゃるとおり、計画的に危険な箇所についてはコンクリート化を進めていきたいと考えております。また、コンクリートの蓋にするに当たりまして、道路の側溝の堆積状況も確認しつつ、側溝清掃を入れて前後の雨水の処理ができる状況にしてから溝蓋をコンクリート化していくということで進めております。

以上でございます。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。令和4年の間にそういったところを点検していただいて、重々分かっていながら、これから計画を作っていくというお話ですけども、順次お願いしたいなと思います。いろんな意味でマイナスを被るようなことがないような形にしていけないと思いますし、それから併せて内水の処理というのは非常にこれから大事になってきますので、河川だけには頼れないということがありますので、そういった意味も含めて寒川の側溝というものが非常に大事になってくると思いますので、今、課長が言われたように、計画的にきちっと作成して、もちろん予算の関係もありますから、一気にというわけにはいかないと思いますので、計画的にここからということを含めて整備を進めていってほしいなと思います。併せて今言われたように、内水の処理をきちっとやりながら行ってほしいなと思いますので、要望しておきますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 質疑がございませんので、これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、道路課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きまして、都市建設部下水道課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 続きまして、下水道課所管の令和5年度予算でございます。こちらは一般会計と下水道事業特別会計がございます。説明につきましては飯田課長より、質疑につきまして同席職員で対応させていただきます。よろしく願いします。

【岸本委員長】 飯田課長。

【飯田下水道課長】 それでは、都市建設部下水道課所管の令和5年度予算につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、タブレットの説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰出しでございます。予算書の82、83ページをお開きください。タブレットの予算特別委員会説明(参考)資料3ページをご覧ください。8款土木費2項都市計画費3目下水道費18節負担金補助及び交付金における下水道事業特別会計負担金は2億5,619

万円で、電気料高騰による汚水処理費の増加に伴う増により前年度に対し365万2,000円の増、タブレット資料4ページをご覧ください。下水道事業特別会計補助金は1億5,551万4,000円で、電気料高騰による汚水処理費の増加に伴う増により前年度に対して1,261万9,000円の増、タブレット資料5ページをご覧ください。投資及び出資金における下水道事業特別会計出資金は5,783万1,000円で、雨水に係る建設改良費の増により前年度に対し1,677万2,000円の増となり、繰出金の総額といたしましては、前年度に対して3,304万3,000円の増となっております。

一般会計については以上でございます。

【岸本委員長】 以上、説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、引き続きまして、寒川町下水道事業特別会計の説明を求めます。
飯田課長。

【飯田下水道課長】 引き続き、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。予算書の後段、下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。第1条は総則、第2条は、令和5年度における業務の予定量、第3条は、収益的収入及び支出を定めるもので、収入では使用料や一般会計からの負担金など、支出では事務維持管理経費及び支払利息などです。収入における第1款下水道事業収益は13億6,323万5,000円を、支出における第1款下水道事業費用は13億5,757万5,000円を予定額としております。

第4条は、資本的収入及び支出を定めるもので、収入では起債や国庫補助金など、支出では建設改良費や償還金などです。収入における第1款資本的収入は4億2,132万4,000円を、支出における第1款資本的支出は8億9,402万5,000円を予定し、差引き4億7,270万1,000円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金を補填財源とするものでございます。

第5条の債務負担行為につきましては、寒川町水洗便所改造等資金貸付あっせん条例に基づき、金融機関から融資あっせんを受けた借受人が、債務不履行を生じた場合の金融機関への損失補償を見込むものでございます。

第6条の企業債は、起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、内容は3ページに記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金は、事業年度内に万が一資金不足が生じた際の一時借入金の限度額を定めたものでございます。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用のうち、消費税に限り流用ができることを定めたものでございます。

第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費と定めたものでございます。

第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から下水道事業特別会計への補助金の額を定めたものでございます。

続きまして、寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書でございます。7ページから9ページは

予算の実施計画でございますが、26ページ以降の下水道特別会計の収入及び支出の集計でございますので、後ほどご説明させていただきます。

10ページをご覧ください。令和5年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きを示す財務諸表で、業務、投資、財務の活動ごとに表したものでございます。

11ページから15ページは、給与費明細書でございます。

16ページ、17ページは、予算書の第5条、債務負担行為に関する調書でございます。

18ページ、19ページは、令和5年度末における令和6年3月31日の予定貸借対照表でございます。

22ページ、23ページは、令和4年度末における令和5年3月31日の予定貸借対照表で、令和4年度末の予定資産、負債、資本をそれぞれ記載したものでございます。

お戻りいただき、21ページでございますが、令和4年度末における令和5年3月31日の予定損益計算書で、令和4年度末の収益と費用を記載したものでございます。

これより事業ごとの支出の説明に入らせていただきますが、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目が多く、その充当先も多岐にわたるため、収入とその内容について一括してご説明申し上げ、後ほどご説明いたします支出の際には、タブレット資料7ページの事業費別支出収入予算の概要の下段に記載しております事業に対する収入科目等により、財源と充当先のご確認をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、予算書の26、27ページをお開きください。1款下水道事業収益1項営業収益1目1節下水道使用料につきましては、汚水私費の原則に基づき、汚水に係る維持補修事業費、下水道使用料納付事務委託、人件費、相模川流域下水道維持管理負担金、汚水の減価償却費、汚水の償還金利子などへ充ててございます。2目他会計負担金一般会計負担金は、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金は、雨水に係る維持補修事業費、流域下水道維持管理負担金、人件費、雨水の減価償却費へ、水質規制費負担金は、特定事業所から排出される水質調査に係る委託や人件費へ、水洗便所等普及費負担金は、下水道への排水設備接続に係る人件費に充ててございます。4目1節受託事業収益のその他受託事業収益は、委託料に充ててございます。5目その他営業収益手数料の登録手数料は、指定工事店等の登録手数料、諸証明手数料は、下水道台帳発行手数料で、水洗便所等普及事業費に充ててございます。2項営業外収益2目他会計負担金一般会計負担金につきましては、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金については、雨水償還金の利息へ、臨時財政特例債等負担金については、汚水償還金の利息へ、分流式下水道負担金につきましては、経営で賄い切れない資本費分として繰り入れ、同じく汚水償還金利息へ充ててございます。その他負担金は、職員の手当に充ててございます。3目他会計補助金一般会計補助金は、赤字補填分として繰り入れるもので減価償却費へ充ててございます。7目雑収益1節雑収益の延滞金は、雑入が生じた際の科目設定で、雑収益は茅ヶ崎からの汚水流入分の使用料で一般管理費に充ててございます。8目長期前受金戻入有形固定資産長期前受金戻入及び2節無形固定資産長期前受金戻入は、国庫補助金や受贈資産に係る収益化分としての非現金収入、3節元金繰入金長期前受金戻入は、臨時財政特例債等負担金の元金繰入分に伴う収益化分としての非現金収入、3項特別利益2目1節過年度損益修正益は、不測の収入が生じた際に備える科目設定、3目1節その他特別収益は、過年度の長期前受金戻入分などでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、支出でございます。下水道事業特別会計予算に関する説明書の28から31ページをお開きください。1款下水道事業費1項営業費用1目管渠費でございます。タブレット資料7ページをご覧ください。下水道維持補修事業費でございますが、下水道施設の維持修繕に係る費用でございます。備用品費は、マンホール内に立ち入るときに有毒ガスや酸素濃度を計測することになっているため、計測するためのガス検知器の購入費、光熱水費は、水門やマンホールポンプの電気料、修繕費は、水門やマンホールポンプの修繕費、委託料は、維持管理に伴う委託10件を予定し、減額につきましては、幹線しゅんせつ委託料の減によるものです。

各委託の概要につきましては、タブレットの29ページに記載のとおりでございます。使用料は、田端西地区土地区画整理事業で整備された雨水調整池に設置される排水ポンプを監視するためのシステム使用料でございます。賃借料は、下水道施設用地の借地料、工事請負費は、維持補修工事3件を予定しているものでございます。

各工事の概要につきましては、タブレットの30ページに記載のとおりでございます。材料費は、鉄蓋や防護蓋及び常温合材など補修用材料の購入費でございます。負担金は、雨水処理に係る茅ヶ崎市への負担金、補助交付金は、雨水貯留施設設置に伴う助成金でございます。

タブレットの8ページをご覧ください。下水道台帳管理費でございます。委託料は、下水道台帳の管理に伴う委託2件を予定し、増額につきましては、幹線測量委託料の増によるものです。委託の概要につきましては、タブレットの29ページに記載のとおりでございます。

タブレットの9ページをご覧ください。2目相模川流域下水道維持管理事業費でございます。負担金は、相模川流域下水道の汚水処理に要する応分の負担金で、増額につきましては、流域下水道処理場の汚水処理費に要する事業費の増でございます。

タブレットの10ページをご覧ください。3目普及指導費水質規制事業費でございます。委託料は、相模川流域下水道維持管理要綱に基づく特定事業場の水質検査で、公共下水道への有害物質の流入防止を目的とするものでございます。

タブレットの11ページをご覧ください。水洗便所等普及事業費の補助交付金は、下水道への接続や雨水貯留を目的とする排水設備工事等に伴う助成金や利子補給でございます。

タブレットの12ページをご覧ください。4目総係費職員給与費でございます。1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、管理担当職員8名分の人件費でございます。報酬は、下水道運営審議会委員への報酬でございます。

タブレットの13ページをご覧ください。一般管理費でございます。旅費は、職員の出張旅費、備用品費は、参考図書や事務用品の購入費、燃料費は、公用車のガソリン代、修繕費は、公用車の車検点検や修理代、被服費は、雨具等の購入費、通信運搬費は、指定工事店などへの更新通知、手数料は、公用車の車検に伴う収入印紙代、保険料は、公用車の保険料、委託料は、上下水道料金一括徴収や企業会計システム保守など委託4件を予定し、増額につきましては、公営企業会計システム保守委託料の増によるものです。

各委託の概要につきましては、タブレットの30ページに記載のとおりでございます。賃借料は、プリ

ンターや会計システムの借上料、負担金は、日本下水道協会など加盟団体への会費や一般会計への事務経費負担金、公課費は、公用車の車検に伴う自動車重量税、雑費は、下水道使用料の過誤納還付加算金、貸倒引当金繰入額は、不納欠損見込分の計上でございます。

タブレットの14ページをご覧ください。5目減価償却費有形固定資産減価償却費でございます。減額につきましては、令和4年度取得見込みの有形固定資産によるものでございます。

タブレットの15ページをご覧ください。無形固定資産減価償却費でございます。減額につきましては、令和4年度取得見込みの無形固定資産によるものでございます。

タブレットの16ページをご覧ください。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費企業債利息下水道債支払利息は起債に係る償還金の支払利息で、減額につきましては償還の進捗によるものでございます。

タブレットの17ページをご覧ください。一時借入金支払利息は、予算書の第7条に定める一時借入金が生じた場合の利子を見込むものでございます。

タブレットの18ページをご覧ください。2目44節消費税及び地方消費税は、消費税法に基づく消費税納付額で、増額につきましては、消費税課税収入増加によるものでございます。

タブレットの19ページをご覧ください。3項特別損失4目50節過年度損益修正損は、過去に納付された下水道使用料の過誤納還付金を見込むものでございます。

タブレットの20ページをご覧ください。5目51節その他特別損失は、不測の支出に備える科目設定です。

タブレットの21ページをご覧ください。4項1目90節は予備費でございます。

予算書の32、33ページをお開きください。資本的収入でございます。こちらも財源と内容を一括してご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。1款資本的収入1項1目企業債1節公共下水道事業債は、汚水・雨水の整備事業や土地区画整理事業費負担金に充てるものでございます。流域下水道事業債は、相模川流域下水道建設事業費負担金に充てるものでございます。2項出資金は、雨水公費の原則並びに総務省繰入基準に基づき一般会計から受け入れる繰入金で、雨水の整備事業や人件費に充てるものでございます。3項負担金1目他会計負担金一般会計負担金臨時財政特例債等負担金につきましても、総務省繰入基準に基づく一般会計からの繰入金で、償還金元金に充てるものでございます。4項補助金2目国庫補助金は、社会資本総合整備交付金で、下水道施設整備事業に係る委託や工事に充てており、国庫補助対象事業費の2分の1の補助でございます。

以上が資本的収入でございますが、財源の充当先につきましては、先ほどの収益的収支同様事業費別支出収入予算に記載しております事業に対する収入科目等をご参照いただきたくお願い申し上げます。また、資本的支出においては、予算書第4条でご説明申し上げました補填財源の充当がございます。

予算書は34、35ページ、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費でございます。タブレット資料は22ページをご覧ください。下水道整備事業費は、市街化区域内の建設に係る費用で、委託料は、計画や設計に関する委託5件を予定し、増額につきましては、委託内容の変更に伴うものでございます。各委託の概要はタブレットの31ページに記載のとおりでございます。

使用料は、積算システムの使用料、工事請負費は、長寿命化対策工事や小動幹線枝工事など6件を予

定し、減額につきましては、工事箇所等内容の変更に伴うもので、各工事の概要はタブレットの32ページに記載のとおりでございます。負担金は、県道掘削に伴う事務負担金と土地区画整理事業負担金で、減額につきましては、土地区画整理負担金の減によるものでございます。補償金は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償費で、増額は補償対象物件の増によるものでございます。

タブレットは23ページをご覧ください。下水道調整区域整備事業費は、市街化調整区域の建設に係る費用で、委託料は、計画や設計に関する委託6件を予定し、増額につきましては、委託内容の変更に伴うものでございます。

各委託の概要は、タブレットの31ページに記載のとおりでございます。工事請負費は、管渠整備工事等2件を予定し、増額は、工事箇所等内容の変更に伴うものでございます。

工事の概要につきましては、タブレットの32ページに記載のとおりでございます。負担金は、県道掘削に伴う事務負担金で、減額は、茅ヶ崎市への負担金減少に伴う減によるものです。補償費は、工事に支障となる埋設物の移設に係る物件補償費で、減額は、補助対象物件の減によるものです。

タブレットの24ページをご覧ください。2目建設総務費職員給与費1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、整備担当職員3名分の人件費でございます。

タブレットの25ページをご覧ください。一般管理費旅費は、職員の出張旅費、備用品費は、設計や工事に要する参考図書や事務用品の購入費、印刷製本費は、埋設シートの印刷代でございます。

タブレットの26ページをご覧ください。3目相模川流域下水道建設事業費の負担金は、流域下水道の建設に係る応分の負担金で、増額は、流域下水道施設の建設事業費建設負担金の増によるものでございます。

タブレットの27ページをご覧ください。3項1目企業債償還金は、これまでの起債の償還金元金で、減額につきましては、町債の償還完済によるものでございます。

以上が、下水道課所管の予算に関する説明書の内容でございます。なお、タブレット資料につきましては、28ページには収入予算の概要、29ページ以降には委託工事の内容、普及状況、供用開始図を添付してございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、3点お伺いします。まず、7ページなんですけど、下水道維持管理の維持のところですね。しゅんせつをやるということで、ここに関して今回は減額になっていますけど、今しゅんせつというのは、計画に対してどの程度進んでいるのかお聞きします。次は23ページで、委託料で補償対象物件のことなんですけど、どういうものがあるのか詳細をお聞きします。それから26ページ、相模川の流域下水道建設事業費で、負担金増ということで、説明では建設事業費の増ということなんですけど、どういうことをやるのかお聞きします。

【岸本委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 最初の質問のしゅんせつの進捗状況についてなんですけど、幹線しゅんせつなんです

が、冠水が一番困るのが、土砂が堆積して、そこから草が生えてきて流れを阻害するのが一番問題になります。そのため、しゅんせつは平成23年からやっているんですけど、ここ最近5年ぐらいは特に力を入れてしゅんせつしております、今年度でおおむね開渠のところで草が生えるような土砂のしゅんせつが、来年度でちょうど一区切りといたしますか、終わるところになります。来年度以降に関しては、暗渠の堆積状況を確認して、しゅんせつが必要であれば、そこも計画的にやっていく予定でございます。

【岸本委員長】 西島副技幹。

【西島副技幹】 2点目の市街化調整区域の委託料の内容なんですけども、タブレット資料の31ページ下段の浄化槽実態調査委託、また地下埋設物調査委託を5件予定しております。

補償費なんですけども、公共汚水桝等を掘削した際に地下埋設物調査、水道の移設とか、東京ガスの切り回し費用を想定しております。

以上です。

【岸本委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 相模川流域下水道の建設負担金の増ということですが、流域から町が聞いていますのは、各施設も建設からかなりたっておりますので、ここで改築工事を進めているとお聞きしております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まず、しゅんせつの件ですけど、取りあえず今開渠というのがあるんですね。側溝じゃないですけど、蓋のないところですね。それでこれも来年度以降暗渠ということですけど、これに関して、下水道でも雨水の関係とはちょっと違うんですね。その辺、ちょっと確認を取りたいと思います。

それと、3問目の流域下水道の工事の負担ということで、改修工事ということですけど、これに関しては下水の処理場の工事ということでよろしいでしょうか。

【岸本委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 しゅんせつなんですけど、説明が不足して申し訳ございません。雨水幹線のしゅんせつになります。汚水ではございません。

【岸本委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 言葉が足りなくて申し訳ございませんでした。流域下水道の最終処理場の施設の改築更新と聞いております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 黒木部長とは何回か話し合っているんですけども、もちろん長寿命化計画も、それから耐震化計画も大事だと思っています。ただ、全体の計画面積が923.35あるんですけども、認可区域が835.44ということですよ。全体的な計画面積から考えたときに、残りの部分をどうするかという方向性を出していかなければいけないんだろうという気がします。もちろん今言うように、長寿命化も耐震も絶対大事です。これも並行してやっていかなきゃいけないと思うんですけども、行政の責任として、

この辺をどう進めていくか。これに大きく関わってくるのが、環境課がやっている美化センターの関係の2市1町で1か所にしていこうという計画が、今し尿処理をしていこうという計画があります。そういったことから考えても、下水道の方向が出ないと、細かい数字が、また負担の部分が出てこないだろうと僕は思うんですね。もちろん藤沢の、また茅ヶ崎の状況もあると思いますけども、寒川が一番進んでいると思うんですよ。進んではいるんだけど、あと残りをどうするのかという方向性を、水洗にするのか、浄化槽にするのか、これを明確にしていかないと、残された方たち、調整区域の方たちのことを考えても、その辺の手を打っていかないといけないと思うんですよ。一つ一つけりをつけていかないと、こちらのし尿処理のセンターを造っていく上でも数字の合わせができませんから、だから、そういうことから考えても、しっかりとした町の方向性を出していけないといけないんだろうと思いますし、ずっとこのまま棚上げにするわけにもいけません。接続もしないのに長く線を引くということも、ある意味でいうと無駄な投資にもなりかねない。そういうことを避けていくことを考えても、その地域で、じゃ、このエリアはきちんときれいになるから、浄化槽でご理解いただくような形を取るか、今これから先の計画というのは、接続ということを考えてときに難しくなりますので、どうしてもそういう方向に行かざるを得ないだろうという気がするんですけども、そうなったときに、しっかりとそこにお住いの方たちのご理解をいただいていくという形をとらないといけないと思っています。約90からの残りが、面積的にあるわけだけでも、ここをどういうふう処理するかということ結論づけないと、長寿命化にも耐震にも、僕は本格的に入っていけないような気がしてしょうがないんですね。

ですから、その辺について藤沢にも茅ヶ崎にも求めなきゃいけないのは、水洗化率がどのくらいいつているかということ、それからこれから先どのくらいかかるんだということを含めていかないと、お互いの案分が出てこないと思うんですよ、予算の案分が。そういうことから考えても、寒川が見本になっていかなければいけないと思うので、方向性を出していかなければいけないだろうという気がするんですが、黒木部長があと僅かなので、あまり大きなものを求めてもいけないとは思ってはいるんですけども、ただ、黒木部長のときに僕はやりたかったなと思っていたものですから、そういった意味で町の方向性をしっかり出していけないと、どうしても下水道が行き詰ってしまうという気がしてならないので、これについての見解をいただけますか。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 今後の下水道の整備をどう展開していくかといったご質問かと思えます。こちらについては、昨年もこのご質問と同様のものをいただきまして、そのときは財政的なこと、また関係部署と調整をとりながら最終的な方向を決めていきますとお答えさせていただいたと思います。ここで改めて町の考え方をお示しさせていただきたいと思えます。

まず、町の汚水の整備状況を述べさせていただきますと、市街化区域の整備は、既におおむね完了しております、それ以後市街化調整区域の取り分け人口が集中している区域を中心として、事業認可区域を当時拡大いたしまして、現在に至っているところでございます。事業認可区域を拡大した残り、今現在の財政状況からいきますと、あと5年から6年ぐらいで完了する予定であります。そうしますと、それ以後の区域の整備につきましては、下水道法による事業認可区域拡大の手続きを経て、整備していくことになるんですが、今、関口委員からご指摘もありましたとおり、今の公共下水道の経営状況でござ

いますが、既存施設の老朽化対策、また耐震化対策などの既存施設の維持管理、あと改築更新、こういったところを喫緊の課題として今取り組んでいるところでございます。その事業費につきましても、今後は特に来年度以降は多くの財源を確保していかなければいけないといった状況でございます。そうなっていきますと、公共下水道がまだ普及していない地区の整備を続けていくということは、非常に厳しい状況でございます。とはいえ、河川などの水質汚濁の主な原因というのは、一般家庭からの生活排水にあることから、それを適切に処理して健全な水環境を保全していく必要がございます。そういったことから、公共下水道事業の経営戦略を以前策定いたしましたけど、この内容に令和9年度以降の整備につきましても、これまでの公共下水道から合併処理浄化槽による個別処理方式へ転換することを検討していく旨を位置づけてございます。したがって、今後でございますが、現在の整備完了後は、まず事業認可区域の拡大は考えてございません。それを行わずに合併処理浄化槽による個別処理方式へシフトしていくことを本格的に検討していきたいと考えてございます。そういったところで、今回の予算の中に手始めといたしまして、浄化槽の実態調査委託、まず現場を把握しないと、どういった合併処理浄化槽の仕組みをつくっていけばいいかわかりませんので、まず実態調査委託をしたいということで、来年度予算に計上させていただいております。そういう方向で今後進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。そういう方向で令和9年度以降ということで、私も、それ以上のことはというつもりでおりますので、いずれにしても、きちっと行政が方向性を出して、そして理解をいただきながら事を進めるという形にしないといけないと思います。いつまでも行政が中途半端な気持ちでいたのでは、長寿命化だったり、耐震というのは本当に大事ですから、どうしてもこっちに行ってしまうんですけども、でも、全体的なことを考えたときには、その辺は、中途半端というか、ないがしろにしてはならないことだと思いますので、そういった意味では今言われた今年調査を含めて予算をとっているということであれば、そのような形で順次進めていただければなと思います。

この件については、令和9年という話がありましたけども、また来年についてもどうなっているのかということは、改めて確認していくつもりでいますけども、町全体にきちっとした形でもって安全安心が築き上げられるような方向に持ってってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 収入予算に関してで、使用料改定についてお聞きしたいんですけど、令和4年度予算委員会の議事録だと、令和5年度、7年度にかけて段階的に使用料の改定を行っていきたいと考えていると書かれているんですけど、今年度の予算の中で値上げを見込んでの収入予算なのかどうか、お伺いします。

【岸本委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 確かに令和5年度、7年度に向けて段階的に使用料の改定を行っていくと前回お話し

しさせていただいたかと思えます。下水道運営審議会におきまして、令和4年度4回ほど実施させていただきまして、使用料改定についての審議を行いました。ただ、昨今の経済状況、物価高騰等がありまして、現在は令和5年度に実施する予定ではおりますが、時期を見ているといったような状況でございます。予算につきましては、不明確なところもありますので、そこまでの値上げを見込んだという予算にはなってはおりません。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 実施する見込みだけど予算に反映しているかどうかはまだ不透明というところなんです。経費なんですけど、老朽化が増えていることを理由に経費回収率が75%ぐらいなので、100%を目指そうという背景がある中で、例えば国土交通省の資料で経費回収率100%達成団体に係る分析というのがあります。その中で人口密度が高い団体ほど100%に達していると、1ヘクタール当たり25人の人口密度の団体だとか、例えば50人未満の団体に関しては、比較的人口密度が低いにもかかわらず100%達成していることに対して留意する必要があると書かれている資料があるんです。寒川町は、ホームページを見ると、令和5年3月5日現在1ヘクタール当たり36人ぐらいなんです、50人未満の団体で。国土交通省の資料によれば留意すべき団体なのかなと、もし100%なんだったら。その中で例えば都心で人口密度が高い自治体だとか、例えば横浜市だとか、川崎市とか、寒川町は30人台だとしたら、都心部は150人とか、それぐらいなので、5倍近く密度があつて、もちろん受益者負担は寒川より軽いわけで、経費回収ってしやすくなるじゃないですか、人口密度が高いんですから。そういった都心ならこういった政策は理解できるんですけど、町ってその逆で、密度が低いので、住民負担って都心と全く違うわけで、同じ考え方で経費回収率100%を目指すというのは難しい感じもするんですけど、そんな中で国土交通省の資料によって、人口密度の低い自治体は十分留意すべきと書かれているとすごく理解できるんですけど、その点はどのように町の方向性は、それでもやっぱり100%を目指すのかどうかお伺いします。

【岸本委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 確かに委員が言われたとおり、人口密度によって経費回収率が左右されるというのは多分にあるかと思えます。近隣を我々も調べてみると、人口密度が高いところは、経費回収率が100%を超えていたり、ほぼ100%だったりとということが見えますので、そういった意味では町村にしてみると人口密度が低いという観点からすると、100%を目指すというのはなかなか厳しいものはあります。ただ、我々地方公営企業の一団体としては、自給自足ということが大原則になってきますので、少なくとも100%を目指していくという考えに変わりはありません。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員。

【柳田副委員長】 町のはっきりとした方向性は分かりましたので、ありがとうございます。こちらは個人の意見なんですけど、水道事業統計年報というのが平成9年から出ていて、ホームページを見ていたんですけど、平成9年から令和3年度まで、大体この期間に水道使用料はどんどん減っていて、水って、節水だとか、いろいろ機能が上がって、そういうふうになってくるのかなとは思いますが、

人口密度が低いって、ある意味都市マスを見ると、都市マスタープランの中で高さ制限ってあるわけで、高さ制限を設けているということは、もちろん人口密度は下がるんですよ。上がらないですよ。都市マスを見ていると、工業系以外の建物の高さは12メートルぐらいで、1軒家が多いわけで、もちろん。そういった政策を取るということは、イコール、1軒家が多くなる政策なわけで、そうすると人口密度って低くなる、もちろんそうですね。そういった政策を取っています。

一方で、そういった政策を取っている町なのに、住民に受益者負担を求めて経費回収率100%を目指すというのは、すごく矛盾を感じる部分があって、100%を目指すんだったら、高さ制限を解除したらと思う部分もあるですね。一方的な無理な意見かもしれないですけど、そういったことも含めて政策の矛盾を感じる部分もあったりするんですよ。そういった部分を考えながら、個人としては考えてほしいなという部分もあるんですけど、今はっきり言っていただいたので分かりました。ありがとうございます。

以上、意見にいたします。

【岸本委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部下水道課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時20分といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、都市建設部都市計画課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、都市建設部最後になります都市計画課の令和5年度予算につきまして、畠山課長より説明をし、質疑につきましては同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和5年度予算につきまして、お手元のタブレット資料070都市計画課予算特別委員会説明参考資料によりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

予算書は80ページから81ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画費からでございます。タブレット資料につきましては、2ページをご覧ください。職員給与費2節給料から4節共済費につきましては、都市計画課、倉見拠点づくり課、都市整備課計20人分の人件費でございます。

説明資料3ページをご覧ください。都市計画事務経費でございますが、都市計画事務及び各種負担金に要する経費で、報酬は、都市計画審議会委員の報酬、旅費は、都市計画審議会委員の費用弁償及び職員の普通旅費、需用費消耗品費は、都市計画法令要覧など参考図書及び事務用品の購入、負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか4件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください。充当する特定財源でございます。歳入番号①、予算書は26、27ページの諸証明手数料を消耗品費に充ててございます。

説明資料4ページをご覧ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的とし、木造住宅やブロック塀の耐震化促進を行うものでございます。役務費は、大規模地震に備えた応急危険度判定土連絡網作成に係る切手代でございます。負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震診断をはじめ耐震改修工事や建物の除却、沿道建築物の耐震診断、危険なブロック塀の撤去等を行う防災工事への補助金でございますが、令和4年度において未耐震化家屋所有者へのダイレクトメールによる促進を行った結果、無料耐震相談件数並びに耐震診断件数が増加したことから、令和5年度予算につきましては、耐震診断事業及び耐震改修工事業について見込件数を増とするとともに、新たな取組として木造住宅除却工事業補助金を事業化してございます。併せて危険ブロック塀等防災工事業補助金につきましても、見込件数を増やし一層の耐震化促進に取り組む予算計上とさせていただいております。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①につきましては、予算書26、27ページの社会資本整備総合交付金、歳入番号②は、予算書30、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の一部、歳入番号③は、予算書30、31ページの沿道建築物耐震化支援事業費補助金を負担金補助及び交付金に充ててございます。各事業の補助金額及びその財源の割合でございますが、耐震診断につきましては上限を5万円とし、国、県、町の割合については、国が2分の1、県は補助額マイナス国補助額の2分の1で上限が5,000円、町がその残額となっております。また、改修工事並びに除却に関する補助上限額は50万円で、それぞれ国が2分の1、県と町が4分の1ずつでございます。沿道建築物の耐震診断につきましては補助上限額が20万円で、国が8分の1、県が4分の1、町が残額分となっております。ブロック塀等改修工事につきましては上限額が30万円で、国が2分の1、県は補助額マイナス国庫補助額の3分の1、町がその残額となっております。

説明資料5ページをご参照ください。住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示板の維持管理を行うものでございまして、需用費の消耗品費につきましては、住居番号表示板貼付用数字シール及びプレートの購入費でございます。

説明資料6ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費使用料及び賃借料につきましては、都市計画業務に不可欠な都市計画業務支援システムの賃借料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの地図売払収入を充ててございます。

説明資料7ページをご参照ください。空き家対策事業費につきましては、空き家の発生予防及び適切な管理等の促進を目的としたもので、報酬は、空き家等対策協議会委員の報酬、旅費は、空き家等対策協議会委員の費用弁償、役務費は、調査に関する郵送料でございます。

説明資料につきましては、8ページをご参照ください。線引き見直し事業費の委託料につきましては、令和7年度に行われる区域区分の変更に向けての委託料でございます。

説明資料9ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの都市計画事業基金利子を充ててございます。

説明資料10ページをご覧ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運

営をはじめ鉄道の輸送力向上等町民の移動手段の確保と利便性の向上を目的としたもので、報酬につきましては、地域公共交通会議委員の報酬、旅費は、地域公共交通会議委員の費用弁償、需用費の印刷製本費は、ダイヤ改正など時刻表冊子の印刷代でございます。委託料につきましては、コミュニティバス運行委託に要する費用及び寒川町交通関連計画策定業務委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議ほか1件への負担金、また寒川・海老名間の路線バス維持対策事業負担金1,500万円につきましては、国の補助金算定期間に準じ、予算書6ページ第2表に記載のとおり、令和5年度から6年度までの1年間の債務負担行為とするものでございます。

下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書26、27ページの地域公共交通確保維持改善事業費補助金を委託料に充ててございます。

説明資料は11ページをご覧ください。ここから2目公園緑地費でございます。公園緑地管理経費につきましては、公園の維持管理に要する経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、公園施設の維持管理用品の購入費、光熱水費は、公園の電気料や上下水道、ガスなどの料金、修繕料は、堂崎公園ほか3か所の公園におけるベンチ修繕料、役務費は、一之宮公園管理事務所の電話料、町内8か所の公園砂場における大腸菌及び回虫卵の検査手数料、公園施設の保険料となっております。委託料につきましては、公園緑道における樹木剪定や除草及び遊具の点検、トイレ清掃など12件の委託料で、17ページには一覧がございますので、ご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続く使用料及び賃借料につきましては、川とのふれあい公園ほか2か所の土地借上料、工事請負費は、さむかわ中央公園内広場の改修工事で、資料18、19ページには箇所図等を添付してございますので、ご参照のほどお願いいたします。原材料費につきましては、砂場などへの補充用土砂の購入費、負担金補助及び交付金は、神奈川県公園緑地行政連絡協議会ほか1件への負担金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書24、25ページの都市公園施設設置管理使用料の一部及び歳入番号②の都市公園使用料及び歳入番号③、公園占用料、歳入番号④の行政財産使用料、歳入番号⑤、予算書34、35ページのまちづくり基金繰入金の一部を充ててございます。

説明資料につきましては12ページをご参照ください。公園等共同事業につきましては、町民との協働による公園などの緑化保全並びに公園愛護思想の普及促進を目的としたもので、報償費は、公園愛護活動団体への報償金。

下の表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号①、予算書34、35ページのまちづくり基金繰入金の一部を充ててございます。

説明資料は13ページをご覧ください。みどりの保全普及啓発事業費は、緑地保全及び緑化の推進を図るための事業費で、需用費消耗品費は、緑化フェアにおける配布用苗木などの購入費、負担金補助及び交付金は、保存樹木樹林所有者に対する助成金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源につきましては、歳入番号①、予算書34、35ページのまちづくり基金繰入金の一部を充ててございます。

説明資料は14ページをご参照ください。緑化基金積立金は、緑地保全及び緑化の推進を図るための積立金で、下の表、特定財源につきましては、歳入番号①、予算書32、33ページの緑化基金利子を充ててございます。

説明資料は15ページをご覧ください。4目国県事業対策費国県道整備促進事業費は、国や県が所管する道路や河川の整備事務促進に関する要望活動等のための経費でございます。旅費は、国県事業に関わる職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか4件への負担金でございます。

説明資料は16ページをご覧ください。続きまして、歳入でございます。予算書は36、37ページの20款諸収入4項雑入1目雑入一之宮公園自動販売機電気使用料15万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 公園の緑地管理経費についてお伺いいたします。タブレットの11ページなんですけれども、修繕料と光熱費が令和4年度と同じなので、その根拠をお聞きしたいと思います。2つ目です。さむかわ中央公園広場の改修工事の内容をお聞かせいただければと思います。工事期間も分かりましたら教えてください。3つ目です。町民から公園の器具の破損などである程度通報が出たときに応えるために、今の予算の中でというよりも、つかみで予算をとれるといいなとは思ったんですけれども、その点に関しては、計上することとかがもしできればと思ったんですけれども、お考えをお聞かせください。

【岸本委員長】 大鷲主査。

【大鷲主査】 ただいま質問のありました修繕と光熱水費の変更がないということなんですけれども、まず修繕料につきましては、昨年度も同じ金額なんですけれども、公園のベンチ10基の予算を計上させていただき、4年度修繕させていただきました。5年度も同じ10基を予定しておりますので、同額とさせていただきます。また、光熱水費につきましては、現状変わっている部分はあるんですけれども、先行きが不透明ということもありますので、4年度と同じ金額で取りあえず予算計上させていただき、もし不足が生じるようであれば補正予算等で対応させていただきたいと考えております。また、中央公園の工事なんですけれども、築山の上になります。ただいまタイル貼りになっているんですが、タイルが一部はがれているということで、そちらを修繕させていただくという形になっておりまして、樹脂モルタル工法という形で、今度はタイルではなくて樹脂モルタルで施工させていただきます。タイルでもよろしいんですが、タイルは割れやすいというところもありまして、内部で検討させていただきまして、工法をタイルではなくモルタル工法という形にさせていただきました。また、期間なんですけど、6月頃契約できればなという形で進めておりまして、工期は一応3か月間を見ております。

【岸本委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 それと器具等の破損に対してなんですけど、修繕という形で対応していくことにはなるんですけれども、今我々が、公園の17ページに一覧表があるんですが、この中で公園施設等維持補修委託というものがございます。こちらは公園内の不具合に対応できるような形で、いろんなケースを想定した中で予算を計上させていただいております。基本的にはこちらを優先順位が高い中で設定し直すということになるんですけれども、皆さん随時いろんな方が来られますので、安全性とか、そういったものを欠くような状態になった場合については、随時財政と調整させていただいて、補正なり、

そういった形で順次直していくというようなことで動かさせていただいております。

以上です。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 改修工事についてなんですけども、同僚議員が一般質問でお願いした防犯カメラの設置についてお聞きしたいんですけども、防犯カメラは賛否両論あると思うんですけども……。

【岸本委員長】 茂内委員、この課とはまた別のことになってしまうので、都市計画課さんの中の場合、大丈夫ですか。ほかの質問であれば大丈夫ですので。

他に質疑はありますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点か聞きます。まず、10ページの公共交通充実促進事業費なんですけど、公共交通会議の回数が増えるということなんですけど、実際、高齢化率、免許返納などで公共交通の重要性というのは高まっていると思うんですけど、今後どのような施策を考えているのかお聞きます。

それと、11ページの公園緑地の管理経費で、ベンチの修理を5年度も10基やるということなんですけど、もしいろんな町民の方から要望があった場合、また増やす可能性というのはあるのかどうか、あと10基もどの辺りを、堂崎公園をはじめということでしたけど、もし詳しく場所が分かれば教えてください。

それと13ページで、みどりの保全普及啓発事業なんですけど、緑地を増やす努力、また樹木の剪定などを管理するというところで、町民の方なんかは補助金を出すということなんですけど、ここ最近よく見ていると、結構樹木の伐採も、どんどん木を切っていくって木がなくなってきているなという雰囲気のところ町内を見ているとあります。その辺に関して地球温暖化の観点ということで、また、木陰があることによって夏場は涼しくなるというところがあるので、それに関してもう少し緑を増やしていくというところで、実際大きい木のあるうちなんかは、維持管理が大変だということもありますので、その辺の手当をすべきじゃないかと思うんですけど、それについての見解をお聞きます。

それと、15ページの国県なんですけど、道路だけとっていただいたら、河川の整備もということなんですけど、相模川の堤防に関してほぼ終わっていると思う、たしか終わっていないところもあったと思うんですけど、それに関して今どういう状況になっているかお聞きます。

【岸本委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の公共交通事業、こちらに対して今後の施策というご質問でございます。今年度からなんですけれども、公共交通網の総合的な計画の策定というものに取り組んでおります。今年度につきましては、現状の調査、そういったものを主体に進めていまして、令和5年度の予算においては、そちらのデータをベースにした中で公共交通の計画をつくってというものになっています。その計画なんですけれども、電車、相模線ですね。それと路線バス、あとはコミュニティバス、それとタクシー、あとは有償の自家用の運行という部分も今ございますので、あと細かい移動でいけば自転車とか、単体ごとの交通手段でいろんな計画を組むのではなくて、そういったものを総合的に組み合わせた計画をつくって、いろいろな交通手段も使って移動がしやすくなるような、そういったものを計画としてつくり上げていくということで進めてございます。そういったものは将来的な交通の施策といった位置づけになっていくと考えてございます。

それとベンチを増やす可能性ですが、順番が前後して申し訳ないんですが、こちらは基本的には現状維持というところで修繕等で対応させていただいています。しかしながら、公園の利用状況というは、過去から経年でいろいろ変わってくる部分もあるかと思しますので、そういった必要性があると判断できる場所、公園については、そういったご要望をいただいた中で判断して、もし必要があればベンチを設置するというようなことで対応させていただければと考えてございます。

【岸本委員長】 大鷲主査。

【大鷲主査】 ベンチの修繕の箇所になるんですが、5年度予定しておりますのが、堂崎公園と越公園、倉見観音堂緑地、倉見緑道の4つの公園で10基を今予定しております。

以上です。

【岸本委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 それと樹木の伐採によって緑が少なくなってきたというご質問でございます。樹木の減少していくものに対する手当というお話でございますが、こちらの説明書の中にもございます保存樹林樹木を所有されている方に対する助成というのは、継続して行っている状況でございます。

それ以外の方が樹木を実際伐採するとかということになっていくと、我々も、町で指定おります保全樹木樹林でなければ、なかなか情報が入らないという部分は、正直あるのかなと感じているところです。そんな中でなんですけれども、まずは保全樹林樹木の所有者の方に対しては可能な限り残してくださいという意識づけをさせていただければと思います。それと、それ以外は緑を保存しましょう、保全しましょうということについては、どういった形というのは、まだ具体ではありませんけれども、例えばチラシだったり、ホームページに掲載したりとか、そういった形の周知というのは取り組む必要があるかなと考えているところでございます。

【岸本委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 それでは、河川の整備状況について回答させていただきます。まず、京浜河川事務所の管理しています神川橋下流につきましては、昨年度に田端一之宮内を含めまして、堤防は完了してございます。今完成していない部分になりますと、さがみ縦貫道路の工事の関係で今倉見地内に一部完成していない部分がございます、そこは毎年横浜国道事務所と調整をとっております、残り約200メートル残っているんですけども、毎年40メートルから50メートルほどの工事をやらせていただいております、ただ、残りの距離を考えますと、あと4年から5年ぐらいで完了に至るのかなということで、今お話を聞いているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、公共交通会議ですけど、今年度は調査で、来年度は計画ということですので、総合的に利便性の向上というところでありますけど、その中で一番町民の方から多いのは、コミュニティバスが一番利用されていると思うんですけど、そのようなところを重点的に改善していったらいいというのがありますので、ぜひよろしくをお願いします。

あとベンチの修理ですね。分かりました。場所に関して町民の方からの要望があったところで、倉見

緑道と言われていましたので、ちょうどタイミングよく修理してもらえるので、いいのかなと思います。

あと緑地の保全に関しては、実は保存樹木でもかなり樹齢が長い木が維持できないということで、うちの近所でも切ってしまったところもありましたので、なかなか難しいところはあるんですけど、この辺も町民の方と連携をとってもらって対策を考えてもらいたいと思います。河川整備に関しては分かりましたので、これでオーケーです。

取りあえず以上で、要望です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 2点お聞かせください。1点目が、空き家対策事業費でございます。添付されている参考資料の寒川総合計画2040実施計画を見ると、問題空き家の解体、活用件数の目標値及び実績値が3、4、5年度がずっと5件ずつ計上されておるんですが、これを5とした理由が何なのかというところと、それに対して本年度の予算が計上されているのかなという点で1点お聞かせいただきたいなと思います。

もう一点が公園緑地関係経費でございます。議会としてもいろいろと公園に関しては意見をいただいているところで、直近にはなってしまうけれども、公園に関しては提言書をまとめさせていただいたところで、担当課として今年度のこの予算を執行するに当たってどのような受取りをしたのかというところをお聞かせいただければと思います。

以上2点お願いします。

【岸本委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 空き家対策について回答させていただきます。まず、総合計画の中での目標値5件についてですけれども、こちらの目標を設定する際に、それまでの空き家対策が行われてきた中で実際に活用された件数が、その年度や前年度を見て合計で1件で、解体に関しても1件でしたので、それを伸ばすという意味で5件を設定させていただきました。実際今活用は難しいところがあるんですけど、解体につきましては、国の制度3,000万円の控除などがございますので、そちらを活用される方が多く、現在5件を超えるような形での活用件数を目指しているところです。また、予算についてですけれども、目標を設定するに当たって解体や活用につきましては、今のところ実際町の職員で相談を受けて専門家団体などに相談するような形なんですが、こちらに関しては、神奈川県でやっている相談窓口などを活用する形をとっておりまして、予算がかかるものではない形での対応を取らせていただいておりますので、空き家対策で計上させていただいた予算につきましては、空き家対策協議会の報酬や発生した空き家の所有者などを調査するための郵送料のみとなっております。

以上です。

【岸本委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 あとはいただいております提言書の受止めという点についてでございます。提言書をいただいた中で現状といたしましては、各関連課に照会をかけさせていただいております。その中でこういった具体的な方向を見いだしていけるのかなと今整理させていただいているところです。以前からお話いただいております、例えばこういった利用は駅前の公園であればどうかとか、そういったものも含めた中で今新たな視点で再度確認をさせていただいているところです。実際やろうと思

ったときにハードルが高いものもあれば、所管課ですぐ動き出せるような、スタートを切れるようなご提言もいただいておりますので、その辺を踏まえた中でどこかのタイミングといたしますか、なるべく早い段階でこういったものについては短期的にいきますよというものを回答といたしますか、お示しさせていただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。公園緑地関係経費に関しましては承知しました。以上で結構です。

空き家対策事業費は、つまりは町としては2,000円しか使っていないのかなというところがあったので、質問させていただきました。実際解体費用なんかは県の補助金を使っているんで、それも全部こっちでやれというのは絶対おかしな話だと思いますし、無理なので、ただ、もう少し町としても、空き家そのまま残ってしまっているのは危険にもなりますし、もう一步踏み込んだ空き家対策に関する施策は町としての考えを持っていてもよろしいのかなと思った次第です。この場においてはここまでしておきます。意見です。

【岸本委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 先ほど課長から耐震の関係で、アンケートやら調査をやった段階で非常に好評だったと、今回は従来の倍の、昨年が235ですから、それからすると倍以上の495ついていると、これは本当にありがたいことだと思います。そういった意味ではこれはしっかりと事業展開していただきたいなと思いますので、この辺についての見解をまず1ついただきたいと思います。

空き家対策の関係については、今、吉田委員から話がありましたけども、環境が悪くなってしまうということが一番心配なんですね。例えばハクビシンが住み込んでいるとか、1週間に1回とか月に1回とか、持ち主が来てくれればいいけども、そうでなかった場合の環境が非常に悪くなっちゃうなという感じが、誰がどうのこうのというんじゃなくて、動物が住みついているということになってもいけないですから、そういったところはしっかりと対応してほしいし、見回りもしてほしいなと思います。今回大雪の関係で空き家でもって倒れていくさまをテレビで見ていると、寒川にはそういう建物はないんだろうとは思いますが、空き家については、しっかりと持ち主と連携をとりながら進めていかなきゃいけないなと思いますので、令和5年度決着がつけられるものは決着をつけていてもらいたいなと思いますので、その点についての見解をいただきます。

それから、先ほど、さむかわ中央公園の改修工事の関係で、6月から3か月ぐらいかけてという話がありましたけども、一番子どもたちが使う時期じゃないかという気がするんですが、この時期に設定した理由と、もう少し工事の設定時期というものを、どういう考えの下にここで6、7、8というこの時期にしたのかなという気がするんですけども、その辺について理由があったら教えてください。

それからもう一点は、コミバスの利用の関係なんですけど、先ほども公共交通の利便性ということで、どういう形で町民の方に有効利用してもらおうかということで、交通審議会の回数を増やすという話がありましたけども、せんだって議会と商工会との会議のときに、商工会からも話があったんですが、町でもってちよい呑みをやったり、それからこの間はおいしいおかえしというのをやったり、そういうこと

をやっているんだけど、できればそういうときにコミュニティバスを回してくれないか、動かしてくれないかという話があるんですね。寒川には、駅前でもしやるとすればいろんなタクシー会社が入っていますから、タクシー会社にしてみると足を取られたくないというのがあったり、いろんなことがあったりしますが、タクシーの神奈中とこれの神奈中とだったら何の問題もないんだろうけども、違う業者も入っていますから、そういった意味で非常に難しさがあるんですけども、例えばこれから先のイベントやら何やらを含めても、いろんな形でもって日曜日、土曜日、祭日というのは、なるべく公共のコミュニティバスを動かしてもらったりしていますので、利便性というのは十分感じていますけども、さらにこういうイベントのときにそういったコミバスなんか利用できないかという意見もありました。そういった意味ではできればこれも1つの課題として取り上げていただいて、会議の中で議論していただきたいなと思っているんですが、今回回数が増えたりするというのも踏まえて、議論のたたき台の中に入れて、できれば返していただけるとありがたいなと思うんですが、これについての見解をいただけますか。

【岸本委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の耐震事業の見解でございます。反響があったものにつきましては、アンケートではなくてダイレクトメールによる反響があったということで、そこは一部訂正させていただければと思います。

今回11月からダイレクトメールを送らせていただいたんですけども、例えば耐震の相談とか、そういった部分でいったら、11月までは2件、3件だったものが、ダイレクトメール後に10数件問合せが来たりとか、相談件数が上がったりとかというのが実態としてございました。そういった意味でいくと、ダイレクトメールによる皆さんへの周知というものが物すごく効果があったなと考えているところでございます。それを受けた中での令和5年度の予算設定という形に今つなげさせていただいているところでございますけれども、個人個人の方に的確にといいますか、しっかりとそういったものをお伝えさせていただいて、その方とその後継続していけるようなコミュニケーション、具体的に言えば無料の耐震相談を受けていただいて、その結果の中で耐震診断につなげていく、そういったところを町の職員も一緒に考えて、サポートしていくようなやり方というのが必要なかなと感じているところです。なおかつ各自自治体で様々な方法、助成制度等もございますが、令和5年度については、除却を新しく取り入れさせていただいている部分もございますので、行政としてできる施策、あとはサポート、それと周知というものに一層取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

それと、空き家に対する見解でございます。例えば空き家であっても、適正に管理されているものであれば、それは何ら行政が介入する必要もないという部分になろうかと思えます。そういった中でいくと、今現在については、所有者の方に我々から連絡させていただいて、所有者の方に適正な管理をしていただいているというのが実情ではございます。それが第1段階といいますか、我々は、空き家の対策計画の中では、まず最初に予防を行って、その後適正管理を行って、最後の段階で解体だったり、あとは利活用だったりというようなステップで今考えさせていただいているところなんですけども、現状計画の中の第2段階の適正管理というところで、落ち着いていると言ったら、言葉があれですけども、何とか所有者の方の協力もあって対応が成り立っているという状況と認識しているところです。

今後年数がたつにつれて、もっといろんなケース、環境にとって悪くなるケースも出てこようかとは思いますが。そういったときには、今の計画を基にした中で、次の手だて、その次の手だてという形で対応をしていきたいと考えてございます。

国とかの空き家に対する除却とか、そういった補助制度というのも、空き家に対する管理責任もそうですし、行政の監督といったものも、ここで法律等もまたより強力なものが出てきている状況がありますので、そういったものを活用しながら努めていきたいと考えているところでございます。

それともう一点が、築山の工事ですね。こちらの時期ということなのですが、我々としたしましては、なるべく早く直したいなというところがありまして、正直これに尽きるという部分ではございます。ただ、3か月間工期というのはとっておりますけれども、それは工事の事前の準備、それと実際の現地の作業、それと後片づけ、報告書の作成とか、そういったものを含めた中で3か月という形になりますので、実際は現地に準備ができて入れれば、養生期間も含めてですけれども、それこそ1か月使えないとか、2か月使えないとか、そういった時間的なクローズしてしまうような状況にはならないと今想定していますので、なるべく早い時期になるべく利用に影響を与えない期間でというところを意識して、工事に入らせていただければと考えてございます。

それとコミュニティバスのお話でございます。イベント時にコミュニティバスをというお話かと思えます。実際に例えば時間だったり、走る経路を今のバスのルートから変えるという形になりますと、これは当然公共交通会議に諮って、その後運輸局さんに申請してというのが、恐らくセオリーどおりだとそういう流れになろうかと思えます。ただ、例えばイベント会場への駅からのシャトルバスのような運用だったり、そういったことも考えられようかと思えます。実際に新型コロナウイルスのワクチン接種については、シャトルバスのような形で運行をしていたという事実もございますので、その辺は先ほどお話いただきました地域公共交通会議の中でも、バスの運行事業者さん、運輸局の方にメンバーがいらっしゃいますので、そういった形で動かすときには、どの形が一番ふさわしいのかなというのも、会議の中でいろいろ意見を聞きながら整理させていただければと考えてございます。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 耐震については、今分かりました。課長の説明でよく分かりましたので、とにかくこれも予防だと思っています。予防対策ですので、しっかりとやっていただきたいなと。今年度せっかくこうやって町民の皆さんがこちらを向いてくれましたので、向いてくれているときにきちっと手を打つということが、事業展開としては一番やりやすいと思っていますので、そのときに成果を表してほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。空き家対策は了解しました。

それから中央公園についても、無事故でやっていただければと思いますので、なるべく短期で終わるような形にしてもらいたいと思います。

コミバスについては、にぎわい交流ということが原点になると思います。元気な寒川町をつくるという意味で、にぎわい交流という形をつくっていくという思いがあるんだろうと思いますし、また、そういうところからの発想だと思っていますので、そういうことを踏まえて、ただ単に出てきた発想ではないと思っていますので、これに絡めてコミュニティバスも参画するような形でにぎわい交流ができれば

と思いますので、その点も含めてしっかりと協議していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 2点お伺いします。1点目は、都市計画事務経費についてです。審議会に関してだと思うんですけど、今年度予算を算出するに当たって何を予定なのかまずお伺いします。

2点目なんですけど、公共交通充実促進事業費、令和2年11月に公共交通活性化再生法が改正となった、地域公共交通計画作成が自治体の努力義務となった、その後町でも去年4月地域公共交通会議設置条例の制定がありました。そうすると今後は都市マスタープランにある拠点と拠点を10分に1本だとか5分に1本の高頻度の公共交通、都市マスでつくっているゾーンだとかにつなげていくために、公共交通を高頻度でつなげて都市機能の集約化を図っていく、それで鉄道だとか、バスだとか、多様な交通サービスを組み合わせた寒川の地域が自らデザインする計画の策定が会議でできるようになって、令和4年度合計3回多分会議した中で、地域状況を把握したりだとか、アンケート調査することで、先ほどの答弁だと、そのデータをベースに令和4年度の予算に回数を増やしたという答弁があったと思うんですよ。今後多様な分野、多様な交通モードを考えながら電車、バス、有償旅客運送だとか、コミバスだとか、デマンドバスだとか、デマンドタクシーだとか、いろいろあると思うんですけど、地域に合った交通ですよ。例えば大きな道路だったらコミバスを何本も走らせるだとか、アクセスが悪いところだった、田端だとか、ああいうところはデマンドタクシーだとか、そっちのほうに向いていると思うんですよ。それで先ほどちょい呑みでしたっけ、そういったところもデマンドがあればすぐ行けたりだとか、でかい道はどんどん走らせて、細かいところはデマンドでやっていくというのが、自分はそういうのが好きだなと思うんですけど、そんな中で令和5年度回数をどれぐらい増やすのか、そこをまずお伺いします。

以上、2点お伺いします。

【岸本委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、都市計画審議会でございます。こちらは令和5年度につきましては、今進めております3・3・4倉見大神線の都市計画の変更ですね。こういったものがまずどうしてもやっつけていかなければならない、それとあともう一つ大きなものとして、第8回線引き見直しに既に取り組んでいる状況でございますが、こちらを進めていくという予定がございますので、その中でそれをやっていくという形になります。それと、公共交通でございます。こちらの交通会議の回数につきましては、担当からお答えさせていただきます。

【岸本委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 公共交通会議の回数について回答させていただきます。公共交通会議につきましては、令和4年度につきましては、先ほど委員からもお話がありましており、アンケートなどをとりましたので、まず今進めております計画の内容やそのアンケートの内容についてのご審議をいただく会議を行いました。来年度令和5年度につきましては、今まさにアンケートの集計を行っているところですので、その集計の結果の公表や町の交通課題の整理、そして計画案を作成してパブリックコメントなどを行う

予定ですので、まずはその報告とパブリックコメント案などをご審議いただこうと思っております。それで最終的に会議にかけて計画が確定するような形になりますので、今のところ3回会議を開催する予定となっております。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 順番は前後するんですけど、公共交通に関してなんですけど、回数が増えるから予算上増額と書かれていたと思うんですけど、令和3年3回で、また今年も3回というのは矛盾を感じるんですけど、そこは内容が変わるから増額みたいなことなんですか。でも、ここには回数が増えるからと書かれていたので、そこをお願いします。

2点目なんですけど、内容は分かりました。じゃ、令和5年度は何回開催する予定なのか、審議会ですね、お伺いします。

【岸本委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 公共交通会議の回数について、先ほどは令和4年度の回数を申し上げ忘れていました。申し訳ございません。令和4年度につきましては、当初は2回の開催を予定しておりました。こちらに関しまして、国の補助金をもらっている関係などがございまして、緊急で会議を開催する必要がありましたので、書面での会議を行いまして、結果として合計3回会議を行いました。こちらにつきましては、予算の不足が発生してしまいましたので、別の部分から流用させていただきまして、当初2回の予定の会議を3回行わせていただいたような形となっております。

以上です。

【岸本委員長】 島山課長。

【島山都市計画課長】 都市計画審議会ですが、こちらについては、3回を予定してございます。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員。

【柳田副委員長】 ありがとうございます。公共交通に関しては書面があったということで、予算上は令和4年度は2回、令和5年度は予算を算出する上では1回増えたという根拠で増額したということでしょうか。ありがとうございます。

2点目なんですけど、あと都市マスタープランというのは、いつも関わることでございますので、特に大神だとしたら、神奈川都市計画マスタープランとか、茅ヶ崎都市計画だとか、寒川でいったら上位計画としては総合計画2040がございまして、そういった整合性をしっかりと考えていく上で審議を進めていただけたらと思います。

以上、意見をお願いします。

【岸本委員長】 これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部都市計画課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、ただいまより拠点づくり部3課に及びます令和5年の予算について、よろしくご審議をお願いいたします。まず初めに、倉見拠点づくり課の令和5年度予算につきましてご説明をさしあげます。説明に当たりましては、臼井課長より行います。

【岸本委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部倉見拠点づくり課所管の令和5年度予算につきましてご説明させていただきます。令和5年度の予算につきましては、組織の再編に伴い都市建設部となりますが、倉見拠点づくり課の事業の内容につきましては変更はございません。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基にご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

予算書は80ページから81ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費でございます。タブレット端末の倉見拠点づくり課予算特別委員会説明参考資料をお開きください。

タブレット資料は2ページをご覧ください。ツインシティ倉見地区整備事業費でございます。東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。12節の委託料は、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査委託料で、県をはじめとする関係機関との協議に必要な図面やデータ作成、事業全般にわたる技術的助言等のコーディネート支援、来年度は第8回線引き見直しに伴い地権者の方が倉見地区のまちづくりについてどのように思われているか意向を把握し、今後のまちづくりを進める上できめ細やかな対応を図り取り組むために354万2,000円を計上しております。18節負担金補助及び交付金は、3件で155万5,000円で、その内訳は、ツインシティ整備調整協議会負担金100万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会負担金18万円、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金37万5,000円となっております。以上、ツインシティ倉見地区整備事業費の本年度予算額は517万7,000円で、主な増減理由といたしましては、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査委託料の増額に伴うもので、201万2,000円が前年度比増となっております。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。本積立金は、寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅設置に要する資金を積み立てるものでございます。本年度は預金利子を含めて5,004万円を計上してございます。

続いて、下表をご覧くださいまして、東海道新幹線新駅整備基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの東海道新幹線新駅整備基金利子でございます。預金利子分の4万円を計上しております。なお、令和5年度末の積立額は7億7,044万6,000円となる見込みでございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。本積立金は、寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき都市基盤整備に要する資金を積み立てるものです。この基金につきましては、預金利子分として1,000円を計上しております。

続いて、下表をご覧ください、都市基盤整備事業基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの都市基盤整備事業基金利子でございます。預金利子分の1,000円を計上してお

ります。これにより令和5年度末の積立額は768万7,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 東海道新幹線積立てのことですけれど、積立金は今年度も5,000万円積み立てるということになっているわけですが、目的に関しては今説明がありましたので、いいんですけど、実際新駅の開発に対して、2003年に、平成15年には約250億円という金額が出たという話が発表されていると思うんですけど、それに対して今約7億7,000万円の基金残高ということになります。実際何年かかってこれをやるのかというところと、あとコロナ禍の下物価高騰もありますし、もっとお金を町民のために使うべきじゃないかと思うんですけど、それについての町の見解をお聞きます。

【岸本委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 ただいまいただきました積立金の関係なんですけれども、今250億円という金額ということで、お話をいただきました。事業費自体が確定は当然していない中で、かなりの事業費になることが予想されるという中で、事業期間内での各年度の事業費の不足に応じて期間内での偏重を極力帰さないようにということで、まず1点考えております。また、将来にわたりまして住民の方の負担の公平を図るという意味も含めまして、町の財政の状況というのがございます。そういった中で財政担当と協議をさせていただきまして、可能な範囲で積み立ててまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 ツインシティの倉見地区整備事業費の中で、委託料で354万2,000円の予算立てをしていますけれども、第8回線引き見直しの関係、地権者意向調査、こういう話で、これも分析していくということなんですけれども、エリアはどういうエリアで、全世帯に行うのか、その中身を教えてくださいませんか。

それともう一つは、今現在の県の出張所、2階の。あそこの配置はどうなっているのか、変化がないのかどうか、県が何人、平塚が何人、寒川が何人、この辺の配置を教えてください。

【岸本委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 ただいまいただきました意向調査の範囲ということなんですけれども、こちらは24ヘクタールの範囲、新駅の今検討している範囲を対象といたしまして、そちらの中の地権者の方を対象として来年度意向の調査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

県の駐在事務所の関係なんですけれども、特に次年度におきましても、今年度と同様の配置ということで考えております。

【岸本委員長】 川部副主幹。

【川部副主幹】 県の駐在事務所なんですけど、こちらにつきましては、県の職員が現在4名来ており

まして、平塚市から出向されている職員が1名、寒川町からも1名出向をして計6名の人員配置になっております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 24ヘクタール、地権者ということですけども、地権者全てにとという捉え方でよろしいですね。集合住宅の方たちはともかくとしても、地権者全員の意向の確認の調査をしたいということでもよろしいんですね。これをどういう形で線引きに表現していくのか、また生かしていくのか、県にどういう形でもって報告していくのか、この辺の流れを教えてください。

それから、出張所については分かりました。従来どおり県が4、平塚1、寒川1ということですね。県の出張所だから、これ以上言うのはやめましょう。変化がないということで分かりました。ありがとうございます。1点目だけお願いします。

【岸本委員長】 白井課長。

【白井倉見拠点づくり課長】 まず、地権者の方につきましては、全員の方を対象と考えております。続いて、県の調査関係なんですけれども、まず、次年度意向調査を行いまして、そこから皆さんにお答えしていただいた部分で、線引きに関係してきます県の調書というものがございます。地元の状況、また進捗状況とか、同意状況、こういったものをその調書に記載しまして、神奈川県に提出させていただくというような流れになってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【岸本委員長】 川部副主幹。

【川部副主幹】 補足をさせていただきます。来年度の委託の中で、課長の言うとおりに、意向調査とかをさせていただくんですけど、意向調査をする前には説明会等を開いて、まず、まちづくりの説明というのは当然していくものと考えております。そういった中で地元のまちづくりに対する、例えば線引き見直しですので、区域区分の見直しということで、市街化調整区域を市街化区域に編入していくという作業になっていくんですけど、それについての同意、まちづくりについての同意とか、そういったものについては当然伺っていきたくて思っておりますし、また、そういった情報をまたカルテにしまして、今後地権者と合意形成を取っていくに当たりましても、ご意見とかをいただいて、そのご意見に対する町の考えとかを随時個別でもお話ししながら、さらなる合意形成に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 そうするとこれは、県がどう捉えるかということになりますから、期成同盟会の親分ですので、そういった意味で非常に大事な意向調査になると思うんですよ。ですから、そういうことになると、説明会の持ち方が非常に大事なかなという気がします。ですから、そこでしっかり説明会を開いた上で趣旨の内容をよく理解していただかないと、変な数字が出たらまずいです。まずいですという言い方がまずいかもしいけれども、よろしくない形に持っていかけてはいけませんので、ですから、説明会のやり方をしっかり議論して、どういう形でどういう内容の説明かも含めて、吟味していた

だかないといけないなという気がします。説明会を開いて、ある一定の方たちに参加していただいて、意向確認をとっていくにしても、県に出す書類の中身というのが非常に大事になってくると思いますので、そうすると、そういうイメージが寒川についちゃいますので、寒川にそのイメージがついてしまったときには、よくやっているなというのと、何、そんな状況なのとなりますので、ですから、その辺をしっかりと動き出しをする前によく地元への入り方を検討していってもらいたいと思います。都市建設部の中の新幹線新駅対策課になるとは思いますけども、あえて言うておきますけども、非常に大事な動きになるとは思います、5年度が。ここでしっかりくさびが入ると熟成してくると思います。機運が盛り上がると思いますので、そこに期待したいなと思いますので、怠りない事業展開をしてもらいたいなと思いますので、いま一度見解をいただけますか。

【岸本委員長】 廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 ただいまのご指摘、ご質問について、今後の方向性という話も踏まえた上で、私からお答えさせていただきます。先ほど担当からお答えはさせていただいたところですが、もう少し具体的にどういったものに対して合意、同意を得ていくのかといった点からお答えさせていただきます。

まず、どういった項目かといいますと、先ほど担当から調整区域を市街化編入するといった部分、これについては1つそれがあります。市街化編入に対しての同意の状況ですね。それと、市街化編入するからには、田端西地区などと同様に土地利用、どういった建築物の規制誘導を行っていくのかというまちづくりに対しての計画、いわゆる土地利用の方向性、そしてその方向性を明確にしたビジョンとして具現化した土地利用計画、最終的にはそれを実現可能とする事業手法、今まで2つの拠点の手法でいえば、土地区画整理事業という手法のご理解などを、今後そもそもの事業手法とはといった部分から説明会などを通して行い、その同意を取りつけていくという形になります。そして、では、それをどう生かしていくのかという部分というのは、当然8回線引きのフレーム、位置づけというのがありますが、最終的にはまちづくりの実現をしなければいけませんので、となると、個々の同意、確認をしていかなきゃいけないといった中での個別の地権者情報をカルテ化していきます。そういったカルテを基礎的な資料として、最終的な合意形成、そして事業化の先駆けとなる都市計画の手續に進めていきたい、このような段取りで今後進めてまいります。

以上です。

【岸本委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 東海道新幹線新駅整備基金積立金に関してなんですけど、毎年5,000万円を積み立てられるんですけど、算出根拠って一体何なのか、慣例的に5,000万円なのか、または何か算定されたものがあって、それを根拠にして算出した5,000万円なのか伺います。

【岸本委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 算出根拠なんですけれども、こちらにつきましては、毎年度予算を財政課と協議する中で、町の全体の予算の中でどれだけ組めるかというところをお願いして、つけていただけたという状況ですので、数年前はコロナの状況でというときもございました。ただ、今年度、来年

度5,000万円という形で町の予算のとれる範疇で予算を計上しているということですので、ご理解をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 とれる範囲でという答弁がありましたので、例えばなんですけど、地区計画の話がさっき出たので、例えば都市計画法29条に係る開発許可権限に関しては、町は持っていない、県の許認可が必要だと、開発指導要綱では限界がございますと、まちづくり条例も町にはない、基本的に同じ場所に同じ建物というのは原則の中で、さっきあった土地利用計画を作成するに当たって、県に人口フレームだとか、産業フレームだとか、根拠を見せないといけないと、その中でどうやって第8回線引きにおいてフレームを見せていくのか、それが課題となっていくと思うんですけど、その後でやっと高さ制限だとか、地区計画の話ができてくる、そこまで過程を進めて、やっと土地利用計画の費用が明確になっていく、そういった遠いプロセスの中で、例えば明確に何年後はできるようになりました、それが例えば3分の1で50億円でした。その50億円の100分の1として5,000万円を基金としていますみたいな説明なら納得できるんですけど、結果としては財政課と話した上で大体金額は5,000万円だから5,000万円をずっと続けていくという解釈でよろしいでしょうか。

【岸本委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 今お話をいただいた中で、町の全体の歳入も含めまして、毎年度協議の上この基金の金額というものが計上されていくということで、理解をお願いいただければと思います。

【岸本委員長】 川部副主幹。

【川部副主幹】 課長の補足をさせていただきます。まず、基金につきましては、駅の設置費用に対する基金ですので、まちづくりとはまた別になっております。平成9年に県と誘致合戦したときに示した駅と駅広等の設置費用で250億円というところなんですけど、そのうち神奈川県が3分の1は負担しますよというところまでは明言されて決まっているところなんですけど、それ以外については、今まだ決まっていない状況なんです。

それで、他県の請願駅の事例等から推測すると、大体地元は3分の1程度負担しているところが多いとなると、250億円の3分の1ですので、83億円程度の費用が必要になってくるといった中で、まずはその半分までは頑張って積み立てていきたいと思いますという中で、この基金というのが当時スタートしている中で、事業課としては少しでも多く積み立てていきたい気持ちは当然あるんですけど、実際は財政との町の全体予算の中でいただいていることは今5,000万円という状況でございます。

いつまでというところというのはあるんですけど、実際まだ駅設置の明言というのはJR東海さんからいただいている中で、町としてはリニアの名古屋開業辺りが1つの大きな節目として考えている中で、それまでには少しでも積み立てていきたいという考えでございます。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 ありがとうございます。積み立てたいという気持ちは分かりましたので、取りあえず5,000万円だろうが7,500万円だろうが1億円だろうが、ちゃんと算定根拠の下に基金は積み立てるべきものであると思いますので、以上、意見で申し上げます。

【岸本委員長】 これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。
以上で、拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査を終わります。
暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。
ここで暫時時間延長いたします。

それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査に入ります。
執行部の説明を求めます。
廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 拠点づくり部2番目の課いたしまして田端拠点づくり課所管の令和5年度予算について、よろしくご審議をお願いいたします。説明に当たりましては飯尾課長より行います。

【柳田副委員長】 飯尾田端拠点づくり課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会（参考）資料により、ご説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

田端拠点づくり課につきましては、組織の見直しに伴い全予算が予算特別委員会説明資料の備考欄に記載の所管課へ変更となりますので、よろしくをお願いいたします。

予算書は80、81ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費のうち、上から11段目の田端西地区まちづくり事業費でございます。なお、タブレット資料は2ページをご覧ください。田端西地区まちづくり事業費でございますけども、これは圏央道寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区において、新たな産業集積拠点として整備を実施している寒川町田端西地区土地区画整理組合に対して、公共施設整備に係る費用などについて助成金の交付を行うものでございます。1節の報酬、3節の職員手当等、4節の共済費については、会計年度任用職員1名の雇用のための費用になってございます。8節の旅費につきましては、会計年度任用職員1名の通勤手当と、あと担当の職員が県や国など関係機関との協議などへの出席に伴う職員の普通旅費になってございます。10節の需用費は、土地区画整理組合に対しての支援に必要な参考書籍や消耗品の購入費でございます。18節負担金補助及び交付金ですけども、土地区画整理組合の事業費のうち道路、公園や公共下水道などの公共施設整備に関する工事などについて助成金の交付を行うものでございます。

続いて、下の表をご覧ください、特定財源でございますけども、歳入番号①、予算書は36、37ページの田端西地区まちづくり事業債については、土地区画整理組合に対する助成金に充当してございます。令和5年度の組合助成金については、助成額6億8,632万円のうち6億4,510万円を充当してございます。

続いて、増減の理由なんですけども、14節工事請負費、16節公有財産購入費及び21節補償、補填及び賠償金は、町道田端35号線交差点改良として用地を取得して物件の補償金をお支払いして工事をしているというのが完了したため皆減となります。負担金補助及び交付金につきましては、土地区画整理組合の事業期間のうち、各年度において事業進捗により増減するものであり、令和5年度においては前年比で増加となっております。その他の田端西地区土地区画整理事業の助成金の予算計上についてですけ

ども、公共下水道整備に関する助成金の交付は、都市建設部の下水道課所管の下水道事業特別会計において行います。公共下水道以外の公共施設である道路や公園などの整備に関する助成金の交付は田端拠点づくり課で行ってございます。

以上で、田端拠点づくり課所管の令和5年度の予算につきまして、説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願ひします。山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、田端の組合に対して今年度は6億8,632万円ということですけど、これまでに交付した金額というのは合計で幾らになるのでしょうか。

【柳田副委員長】 飯尾田端拠点づくり課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 これまでの助成金の交付の累計というか、その金額なんですけども、令和元年度から助成金の交付をしてございまして、これはまだ決算が確定していないんですけども、その支出がされれば20億6,806万円になって、助成しなければいけないうちの66%の支出を助成するという形になります。

以上です。

【柳田副委員長】 他に質疑はございましてでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部最後の担当課となります寒川駅周辺整備事務所所管の令和5年度予算につきまして、よろしくご審議お願ひいたします。説明に当たりましては中村所長より行います。

【柳田副委員長】 中村所長。

【中村寒川駅周辺整備事務所長】 それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、ご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。予算の増減理由等につきましては、タブレット資料の備考欄をご覧くださいませようお願ひいたします。

タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費であります。行政組織の見直しにより事務所職員0人分の件費となります。

なお、令和5年度の寒川駅南口整備事業でございませうが、引き続き用地取得に向け権利者と交渉を重ねてまいります。その結果、用地買収の運びとなったときには予算措置等の対応をしてまいりたいと考

えておりますので、よろしくお願ひいたします。また、南口の駅前通りであります町道岡田一之宮15号線の歩行者等の安全対策等について、町道路課をはじめ警察など関係機関と調整を行ってまいります。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は3ページ、予算書は22ページから25ページ、13款使用料及び手数料1項4目土木使用料2,000円でございます。こちらは寒川駅北口地区土地区画整理事業区域内の事業用地にある電柱の占用に伴う使用料でございます。

続きまして、予算書34ページから37ページの20款諸収入4項1目雑入のうち寒川駅土地区画整理事業清算金65万4,000円でございます。これは権利者から施行者に支払っていただく徴収清算金でございます。徴収清算金は、金額に応じて最長5年の分割納付が申出により可能で、7名の方が分割納付を申出されました。そのうち5名が完済しましたので、残り2名分となります。この令和5年度分の納付分をもって全ての清算金が完済となります。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。8款土木費2項都市計画費3目駅周辺整備費の職員給与費であります。寒川駅周辺整備事務所が都市整備課に変わります。田端拠点づくり課との統合に伴い人件費については都市計画課でまとめてご説明したものととなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 質疑がなければ、ここで打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、会計課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

石川会計管理者(兼)会計課長。

【石川会計管理者(兼)会計課長】 皆様、こんにちは。これより会計課が所管いたします令和5年度予算につきまして、私から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

予算書は48、49ページ上段の2款総務費1項総務管理費5目会計管理費でございます。タブレット資料は110番会計課の2ページをお願いいたします。こちらは会計課における事務経費でございます。8節旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。10節需用費の印刷製本費は、各課で使用する封筒や口座振替依頼書の印刷代でございます。昨年封筒の寄附がありまして、5年度は購入予定数を減らして計上いたしましたので、減額となっております。11節役務費につきましては、金融機関への郵送料と税や保険料などの口座振替データの伝送に伴う金融機関への手数料でございます。5年度中に現在のISDN回線が終了してしまうことから、後継サービスへの変更により手数料が新たに発生するため増額となっております。12節委託料につきましては、口座振替データを各金融機関へ伝送するための運用費用でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、指定金融機関である、さがみ農業協同組合の役場派出所業務に対する負担金でございます。

次に、この会計管理事務経費に対する特定財源でございますが、下表の歳入番号1、予算書は34、35

ページ下段の下水道事業事務費負担金354万2,000円で、このうち9,000円を印刷製本費に充てております。

続いて、歳入の一般財源でございます。予算書は34、35ページ中段で、タブレット資料は3ページになります。20款諸収入の預金利子でございます。会計課で管理しております資金を定期預金にすることにより利子を得ているもので、5年度も3,000円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。審査のほどよろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。
(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、会計課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和5年度予算のご審査をお願いいたします。説明につきましては、私、芹澤が行い、質疑につきましては、出席しております職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明に当たりましては、予算書のほかにタブレットの120選挙管理委員会事務局をお開きいただき、こちらの予算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書は58から59ページの2款総務費4項選挙費、まず1目の選挙管理委員会費から説明させていただきます。タブレットの説明資料の7分の2ページをご覧ください。職員給与費は、事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費です。

次に、資料の3ページ、事務局経費につきましては、選挙管理委員会の運営や事務局にかかる経費でございまして、報酬は、選挙管理委員4名及び委員補充員4名の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰に係る記念品代、旅費は、職員の会議等の出席ための交通費です。交際費は、委員長の慶弔費で、需用費の消耗品費は、選挙関係の法令集等の追録代や参考資料の購入費です。役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、負担金補助及び交付金は、湘南地区の4町で組織しております湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。こちらの事務局経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの一番上の欄、4節選挙費委託金にございます在外選挙特別経費委託金4,000円は、在外選挙人名簿の登録等の経費に対するもので、在外選挙人事務に係る郵送料に充当しております。

次に、2目選挙啓発費に移ります。資料は4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費は、選挙啓発や明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費です。旅費は、職員の大会や会議等への参加旅費で、負担金補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金です。こちらの選挙常時啓発事業費の財源でございますが、特定財源はなく全額一般財源を充てております。

次に、予算書は58から61ページの3目県議会議員知事選挙費に移らせていただきます。タブレット資料は5ページをご覧ください。県議会議員知事選挙経費は、統一地方選挙として令和5年4月9日に執行する来週3月23日告示の神奈川県知事の選挙及び今月末の3月31日告示の神奈川県議会議員選挙に係る経費のうち令和5年度に執行する分の経費となっております。報酬は、選挙長、投票管理者、投票立会人、選挙立会人、開票立会人、期日前投票管理者及び期日前投票立会人への報酬と選挙事務補助として雇用する会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務や期日前投票事務、投開票事務等の従事に係る事務従事者の時間外勤務手当となっております。共済費は、会計年度任用職員の社会保険料及び職員共済組合負担金です。報償費は、ポスター掲示場設置場所の謝礼、旅費は、選挙事務に関する職員等の出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。需用費の消耗品費は、投開票用の事務用物品等の購入、燃料費は、投票所に設置するストーブ用の灯油代、食糧費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代です。役務費は、不在者投票等の郵送料及び選挙広報の郵送料、また投票所で使用した土足用マットの洗浄手数料となっております。委託料は、ポスター掲示場の撤去委託料、選挙広報の全戸配布委託料、投票事務期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び当日の投票システムの運用サポート業務委託料で、使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、投票所用のストーブ借上料、また投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及びコンピューターや周辺機器の借上料でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。県議会議員知事選挙経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、4節選挙費委託金にございます県議会議員知事選挙執行経費委託金1,345万5,000円は、県議会議員知事選挙の経費に対するもので、資料上段に記載のとおり、それぞれの歳出科目に充当しております。

次に、予算書は60から61ページの4目町長選挙費に移らせていただきます。タブレット資料は6ページをご覧ください。町長選挙経費は、令和5年9月10日に任期満了となる町長の選挙を8月27日に執行する予定で、その執行に係る経費でございます。報酬は、投票管理者、投票立会人、選挙長、選挙立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び選挙事務補助として雇用する会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務や期日前投票事務、投開票事務等に係る事務従事者の時間外勤務手当等で、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料及び職員共済組合の負担金でございます。報償費は、ポスター掲示場設置場所及び選挙広報の音声版作成の謝礼、旅費は、選挙事務に関する職員等の出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。需用費の消耗品費は、選挙事務用品の物品の購入や参考図書、候補者当選者用物品等の購入、食糧費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券、投票用紙、選挙広報等の印刷代です。役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料、また投票用紙自動交付機や計数器等の点検手数料など、委託料は、ポスター掲示場の設置及び撤去委託料、選挙広報全戸配布委託料、投票事務、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料でございます。使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、投票所のスポットクーラー借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及びコンピューターや周辺機器の借上料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、選挙公営負担金として選挙運動用はがきと寒川町議会議員及び寒川町

長の選挙における選挙の合否負担に関する条例に基づいて、選挙運動に使用する自動車、ビラ及びポスターの作成に係る経費の一部を町が負担するためのものがございます。こちらの町長選挙経費の財源でございますが、特定財源はなく全額一般財源を充てております。

最後に、タブレット資料の7ページをご覧ください。令和5年度に休止及び廃止等をする事業でございます。令和4年7月に執行された参議院議員通常選挙に係る経費につきましては、基本的に3年に一度の事業でありますので、廃目となっております。

以上で、選挙管理委員会事務局所管の令和5年度予算の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。吉田委員。

【吉田委員】 1点だけ確認させてください。選挙費なんですけれども、直近にありますのは県議会議員知事選挙でございますので、そちらの経費の中で確認させていただければと思いますが、投票率の向上というか、投票環境の改善を図ったかという観点から1点確認させていただきたいと思います。投票所に学校が指定されている区域がありますけれども、まず全ての学校が投票所として使用されているのかという点を確認させていただきたいと思います。このような環境下で、車で投票所に行けるということは非常に有意義だということがありましたので、その点を確認させていただければと思います。

【柳田副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 ご質問の投票所に学校を指定している投票所がどのくらいあるのか、また全ての学校が指定されているのかというご質問でございますが、現在投票所として指定している学校は1か所寒川中学校のみとなっております。また、ご質問の中で投票の利便性を図るために駐車場の確保が必要ではないかというようなお話もございましたが、そのほかの公民館施設も投票所として利用しておりますが、3公民館とも投票所になっておりまして、こちらは駐車場を完備しております。そのほか自治会が管理しております地域集会所なども投票所として使用しておりますが、地域集会所として駐車場を確保している投票所もございますが、駐車場の台数がそんなにない投票所につきましては、近隣の民間事業所ですとか、民間事業所が所有する駐車場等をお借りしまして投票者の利便性を図るようにしております。

以上でございます。

【柳田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 車使用に関しては観点があるということで承知しました。ただ、なぜ寒川中学校だけなのかなという点、何か理由があったら教えていただきたい、ほかの学校には打診はしているけれども断られているとか、そういう事情があるのか、何か事情があれば。

【柳田副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 投票所につきましては、その地域の有権者の数に応じて適切な行きやすい場所、どこの地域からも均等な距離で行けるような場所を選定していると聞いております。ですので、これまでは中学校1校が投票所に指定されておりまして、そのほかの町の公共施設を利用することによって遠距離にならないような投票所を今指定しております。ですので、大体どの投票所も半

径1キロの円を描きますと全て町域の地域がカバーできる、そういった形で全11か所の投票所を設置しております。

以上です。

【柳田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 3回目なので、ずばり聞いちゃいますけれども、学校は、今、芹澤書記長におっしゃっていただいたように、そういうエリアで配置されている場所ですので、であれば車を使用できるのであれば、車のスペースもありますし、ほかの投票所じゃ混んじゃってたりするし、よくあるわけですね、投票日によっては。ですので、本来であれば、そういったところを公平に使用できたほうがよろしいのかなと思いますけれども、投げかけをしていないのか、したけどできない事情があるのか、お尋ねさせていただいて、終わりにさせていただきます。

【柳田副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 大変失礼いたしました。投票所につきましては、まず投票区というのが決められておりまして、それぞれの投票区に投票所を1か所設けるとというのが原則となっております。寒川町内は、ご存じのとおり、11の投票区がございますが、投票区によっては、1つの投票区の中に幾つもの学校があるという投票区もございます。そんな中で今現在1つだけの学校を指定しているんですが、ほかの投票区につきましては、学校が重なっているようなところもありますが、そこに投票所として適切な施設があれば、そちらを優先していると聞いております。これまでにほかの学校に打診をしたかという経緯は、前任者からも聞いておりません。

以上でございます。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1点だけ。町長選が予定されておりますけれども、併せて本議会である議員が議員辞職しました。ということは、このときに補欠選挙があるだろうと思いますが、補正予算になってくると思いますけれども、どのような流れで予算計上されていくのか、この辺についての見解をいただけますか。

【柳田副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 ここで議員の方が1名辞職されまして、欠員となりましたことから、公職選挙法に基づきまして、8月に町長選挙が実施される場合は、欠員の分の補欠選挙を同時選挙という形で実施する形になります。こちらの経費につきましては、今後新年度に入りましたところで必要な経費の積算をさせていただいて、遅くとも6月補正までの間に補正予算として計上させていただいて、また議員の皆様にご審議をいただく予定となっております。

以上でございます。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 こういう掲示板なんかの場合については、6月の議会の中でも大丈夫かもしれませんが、それ以前に何か動きがあったりするかもしれませんが、いずれにしても、その辺は怠りなく準備を進めていただきたいなと思います。実際にこういう話が出てきますと、ここにおられる方も、聞いておられる方も、いろんな考えがあると思いますので、そういったことを含めて本当に怠りなく進めて

いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解きまして会議を再開いたします。

それでは、監査委員事務局の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解きまして会議を再開いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 それでは、本日最後になります監査委員事務局所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、資料説明は私、磯崎が、質疑につきましても、こちらの松田主事と2人で対応いたしますので、よろしく願いいたします。

予算書は60ページから63ページ、2款総務費6項監査委員費1目監査委員費でございます。タブレット資料は130監査委員事務局の2ページをご覧ください。職員給与費につきましても、職員2人分の給料、職員手当等共済費でございます。財源については一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。監査委員事務運営経費であります。監査委員が行う検査、監査、決算審査等の実施に伴う経費でございます。1節報酬については、監査委員2名分の報酬、旅費は、監査委員の費用弁償と職員の普通旅費、交際費は、監査委員交際費、需用費は、追録代等の消耗品費、負担金補助及び交付金は、湘南地区監査委員連合会及び神奈川県町村監査委員協議会への負担金でございます。財源については一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、監査委員事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの監査委員事務局をもちまして本日の審査が終了いたしました。3月20日に教育委員会、そして3月23日総括質疑でございます。本日までの審査の中で総括質疑の準備をしていただきたいと思います。予定でございますけれども、3月20日教育委員会終了後、皆様方には総括質疑の質問要旨を提出

していただきます。時間につきましては、教育委員会終了後またこの場にて皆様にお示しして提出していただきまして、その後また特別委員会を開かせていただきまして、要旨を確定したいと思っていますので、何とぞ準備をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまをもちまして、本日の特別委員会を閉めさせてさせていただきます。

最後に副委員長から一言お願いいたします。

【柳田副委員長】 それでは、予算特別委員会3日目を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後5時25分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 岸 本 優